

文部科学省委託

小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業(情報モラル教育推進事業)

情報化社会の新たな問題を

考えるための教材

～安全なインターネットの使い方を考える～

指導の手引き

—令和2年度 追加版—

■目次

第 1 章	児童生徒を取り巻く ICT の現状	… p.2
【コラム 1】	1 人 1 台ずつ端末を使用する前に ～フィルターバブルとエコーチェンバーの危険性を知る～	… p.19
第 2 章	情報モラル教育に関する指導の工夫 (令和 2 年度 作成動画教材について)	… p.21
<参考資料 1>	情報モラル指導モデルカリキュラムとの対応	… p.25
第 3 章	学習用タブレットの上手な使い方 【教材 19】情報セキュリティ (小 1～小 4)	… p.28
第 4 章	思ったまま SNS に送信しただけなのに 【教材 20】SNS 等のトラブル, 適切なコミュニケーション (小 5～中 1)	… p.36
【コラム 2】	ネット上の誹謗中傷の実態と対応	… p.45
<参考資料 2>	レファレンス	… p.48
<参考資料 3>	作成委員	… p.52

■本教材の使い方

文部科学省では、平成 25 年度、平成 27 年度、平成 30 年度及び令和元年度に、情報化の進展に伴う新たな課題に対して学校において適切に指導を行うため、「情報化社会の新たな問題を考えるための教材 ～安全なインターネットの使い方を考える～」として、動画教材及びモデル指導案等を作成しました。(参考：文部科学省「情報モラル教育の充実」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)

今回の追加版では、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の整備や、SNS での書き込みによるトラブルの問題などを踏まえ、新たに「学習用タブレットの上手な使い方」「思ったまま SNS に送信しただけなのに」に関する動画教材 2 本と、それぞれに対応したモデル指導案を作成しました。また、本動画教材を用いる際の指導の工夫について掲載するとともに、児童生徒を取り巻く ICT の現状に関する各種調査結果について最新化しました。

情報モラル教育の推進に向け、各学校や教育委員会等において積極的にご活用ください。

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

■第1章 児童生徒を取り巻くICTの現状

1.1 児童生徒を取り巻くICTの現状

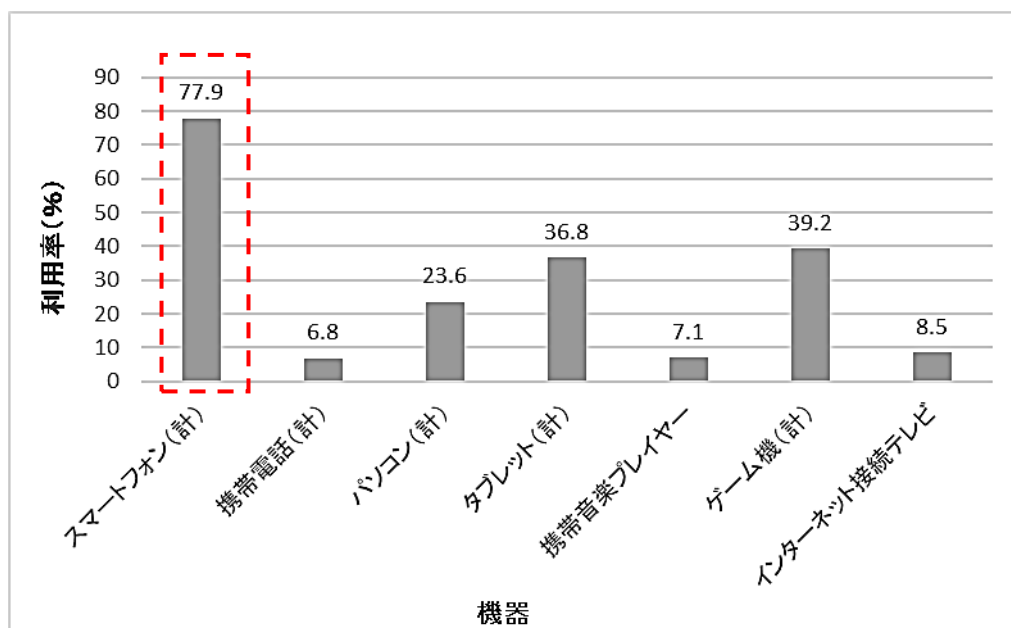
(1) スマートフォンによるインターネット利用の広まり

令和元年度の内閣府の調査では、インターネットを利用している青少年（小中高生）全体の77.9%がスマートフォンによりインターネットを利用していると報告されている【図表1-1】。なお本調査における青少年調査は、満10歳～満17歳を対象とした調査である。

スマートフォンについては、子供専用のものを所有していない場合でも、親や兄弟・姉妹と共用で使用するといったケースもみられ、低学年ほどその傾向が強いことが伺える【図表1-2】。またその他のインターネット利用機器として、タブレットについては小学生47.5%、中学生37.8%、高校生24.2%となっており、その他、ゲーム機については小学生53.3%、中学生37.0%、高校生26.9%と多様な利用機器が報告されている【図表1-1】。

図表1-1 青少年がインターネットを利用している機器（青少年全体）

（引用元タイトル「インターネットの利用率」）



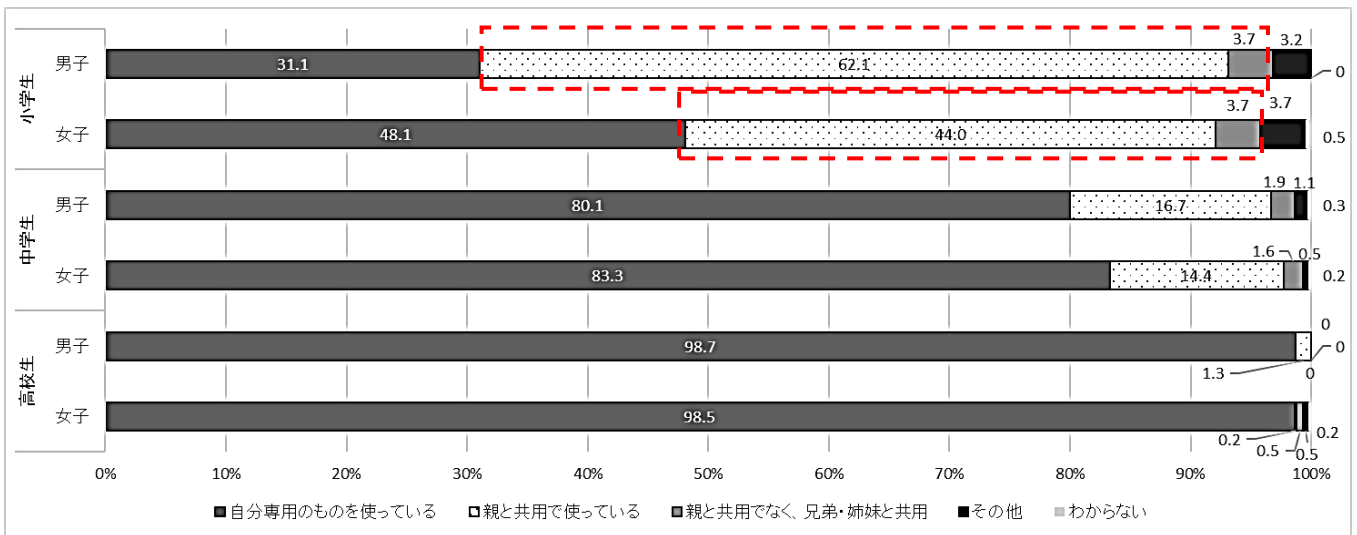
	人数	スマートフォン(計)	携帯電話(計)	パソコン(計)	タブレット(計)	携帯音楽プレイヤー	ゲーム機(計)	インターネット接続テレビ
青少年全体	2977	77.9%	6.8%	23.6%	36.8%	7.1%	39.2%	8.5%
小学生(計)	933	57.7%	14.3%	22.2%	47.5%	4.5%	53.3%	10.7%
中学生(計)	1180	79.1%	4.7%	22.0%	37.8%	8.5%	37.0%	8.9%
高校生(計)	860	98.0%	1.6%	27.3%	24.2%	8.0%	26.9%	5.7%

＜内閣府（2020）「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」青少年調査集計表 集計表3を加工して作成 <https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/jittai-html/sei-syukeihyo.html>>

- ※1「スマートフォン（計）」は「スマートフォン」「いわゆる格安スマートフォン」「機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン」「契約期間が切れたスマートフォン」のいずれかを利用している割合を示したもの。
- ※2「携帯電話（計）」は「携帯電話」「機能限定携帯電話や子供向け携帯電話」のいずれかを利用している割合を示したもの。
- ※3「パソコン（計）」は「ノートパソコン」「デスクトップパソコン」のいずれかを利用している割合を示したもの。
- ※4「タブレット（計）」は「タブレット」「学習用タブレット」「子供向け娯楽用タブレット」のいずれかを利用している割合を示したもの。
- ※5「ゲーム機（計）」は「携帯ゲーム機」「据置型ゲーム機」のいずれかを利用している割合を示したもの。
- ※6「青少年全体」には「小学生（計）」「中学生（計）」「高校生（計）」に加え、「その他（専門学校、各種学校等・在学通ではない）」の4名が含まれる。

図表 1-2 スマートフォンの専用・共用（性・学校種別）

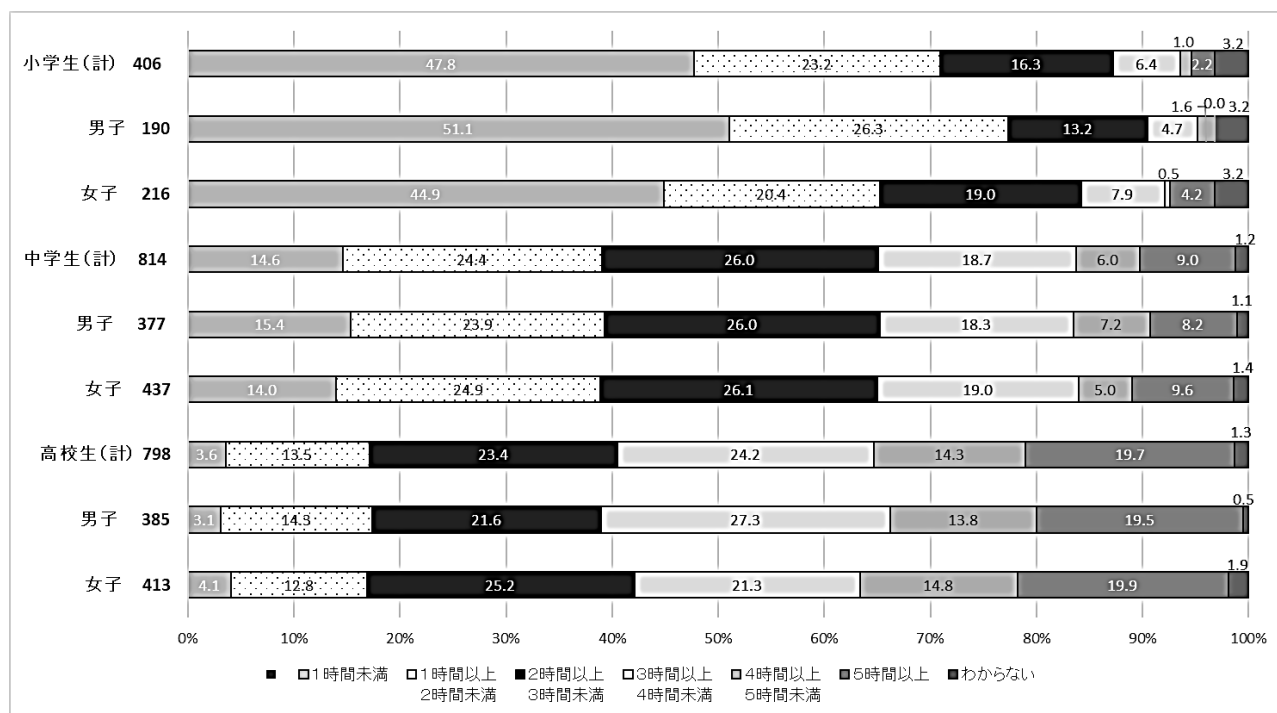
（引用元タイトル：インターネット接続機器の専用・共用（性・学校種別）【スマートフォン】）



<内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果」図表 2-1-1-3-2 を加工して作成
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1.pdf>>

小中高生のインターネット利用率が最も高くなっているスマートフォンに着目してみると、インターネットの平均的な利用時間は、学年が上がるに伴い増加している。特に、平日のスマートフォン利用におけるインターネットの平均的な利用時間について、「3 時間以上」と回答した割合は小学生 9.6%、中学生 33.7%、高校生 58.1%となっている。さらに、一部の小中高生は平均値よりもかなり多くの時間をインターネット利用にあてている状況にあり、「5 時間以上」と回答した割合は、小学生 2.2%、中学生 9.0%、高校生 19.7%となっている【図表 1-3】。

図表 1-3 インターネットの利用時間【スマートフォン】(性・学校種別)



	人数	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上	わからない	3時間以上(計)	平均(分)
小学生(計)	406	47.8%	23.2%	16.3%	6.4%	1.0%	2.2%	3.2%	9.6%	68.2
男子	190	51.1%	26.3%	13.2%	4.7%	1.6%	-	3.2%	6.3%	57.9
女子	216	44.9%	20.4%	19.0%	7.9%	0.5%	4.2%	3.2%	12.5%	77.2
中学生(計)	814	14.6%	24.4%	26.0%	18.7%	6.0%	9.0%	1.2%	33.7%	133.5
男子	377	15.4%	23.9%	26.0%	18.3%	7.2%	8.2%	1.1%	33.7%	132.6
女子	437	14.0%	24.9%	26.1%	19.0%	5.0%	9.6%	1.4%	33.6%	134.4
高校生(計)	798	3.6%	13.5%	23.4%	24.2%	14.3%	19.7%	1.3%	58.1%	199.7
男子	385	3.1%	14.3%	21.6%	27.3%	13.8%	19.5%	0.5%	60.5%	201.3
女子	413	4.1%	12.8%	25.2%	21.3%	14.8%	19.9%	1.9%	55.9%	198.1

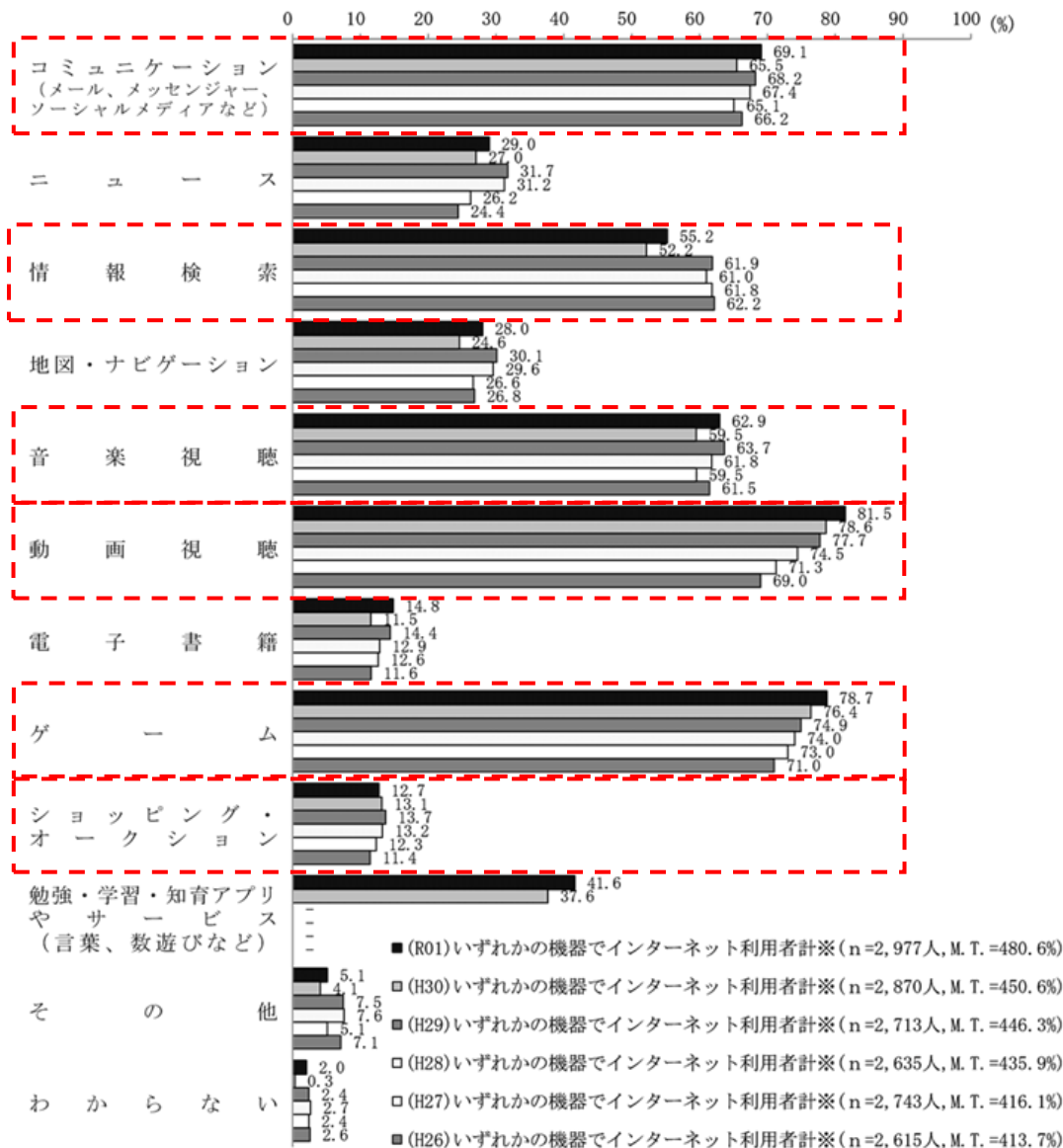
<内閣府(2020)「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果」図表 2-1-1-5-5 を加工して作成

<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1-1.pdf>>

(2) インターネット利用内容の多様化

小中高生がインターネットにアクセスすることで利用しているサービス・アプリケーションについては、「動画視聴」、「ゲーム」、「コミュニケーション」、「音楽視聴」の順に高くなっている。特に、「動画視聴」や「ゲーム」は、過去5年間の経年で見ると、年々増加傾向にある。他方、「ショッピング・オークション」については過去5年間で大きな変化はみられず、「情報検索」については5年前よりも減少傾向にある【図表 1-4】。

図表 1-4 インターネットの利用内容



＜内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」図表 2-1-1-4-1 より引用

<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1.pdf>>

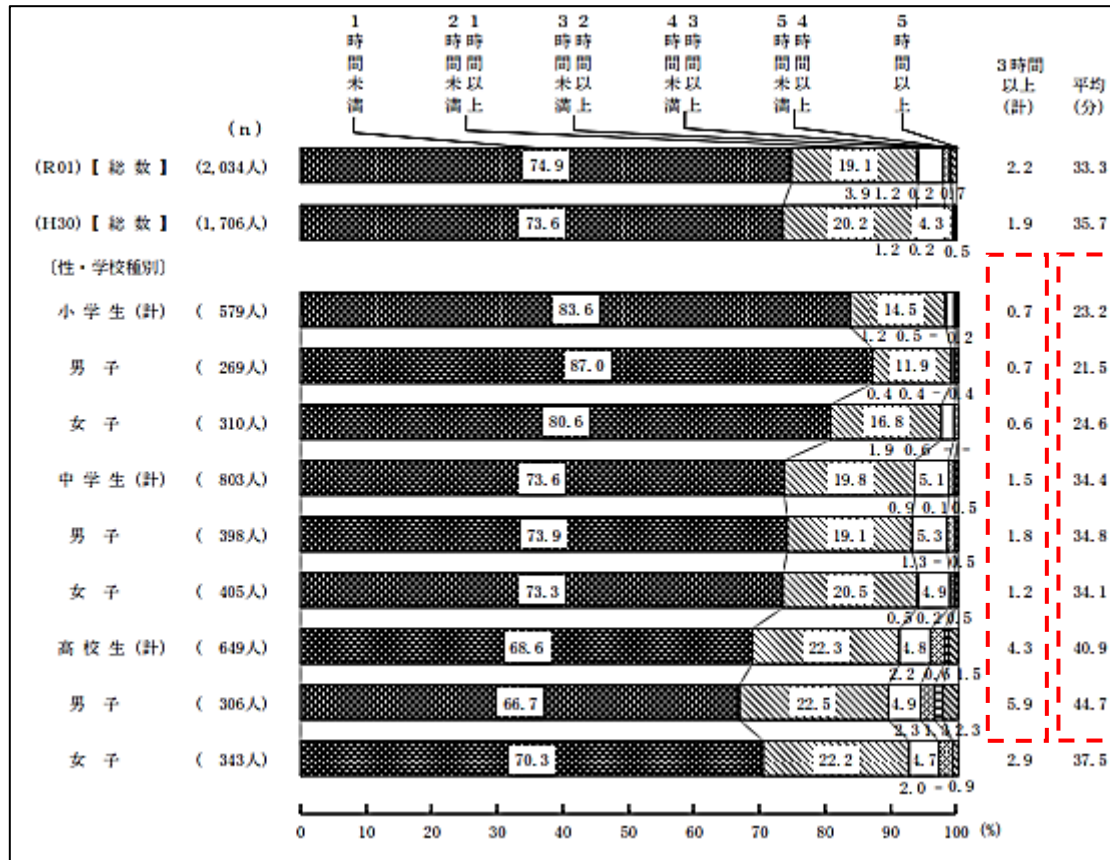
※「スマートフォン」「いわゆる格安スマートフォン」「機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン」「契約期間が切れたスマートフォン」「携帯電話」「機能限定携帯電話や子供向け携帯電話」「ノートパソコン」「デスクトップパソコン」「タブレット」「学習用タブレット」「子供向け娯楽用タブレット」「携帯音楽プレイヤー」「携帯ゲーム機」「据置型ゲーム機」「インターネット接続テレビ」のいずれかで利用内容に回答あり計。

勉強・学習・知育（言葉遊び）を目的としたインターネットの利用時間の平均は、小学生 23.2 分，中学生 34.4

分、高校生 40.9 分となっている。さらに、3 時間以上と回答した割合は、小学生では 0.7%に留まっているものの、中学生 1.5%、高校生 4.3%となっており、学年があがるにつれて勉強・学習・知育（言葉遊び）を目的としたインターネットの利用時間が増えている【図表 1-5】。

図表 1-5 インターネットの利用時間【勉強・学習・知育（言葉遊び）】（性・学校種別）

（引用元タイトル：インターネットの利用時間（目的別）【1 勉強・学習・知育（言葉遊び）】(性・学校種別)）



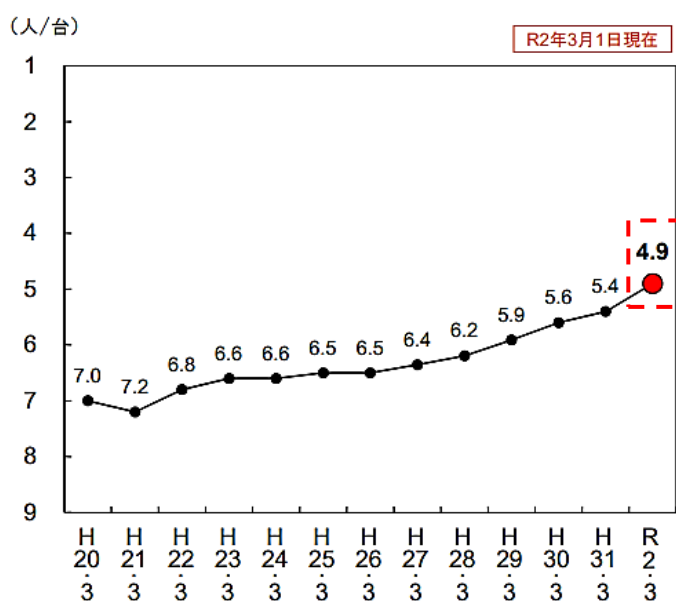
<内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」図表 2-1-1-6-2 より引用

<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1.pdf>>

(3) 学校現場における ICT 機器の普及

学校現場の ICT 機器環境については、近年、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年）」による整備が進み、学校現場における教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数が令和 2 年 3 月時点で 4.9 人となっている【図表 1-6】。また、そのうちの可動式 PC の割合としては、小学校、中学校、高校、特別支援学校のいずれにおいても前年度から増加傾向にあり【図表 1-7】、さらに、普通教室における校内無線 LAN の普及率についても、50%に近い割合となっている【図表 1-8】。現在、「GIGA スクール構想」による整備が行われており、今後、1 人 1 台端末は PC 教室に限った利用ではなく、普通教室でのグループ学習における協働学習などの活用が進められる。

図表 1-6 教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数

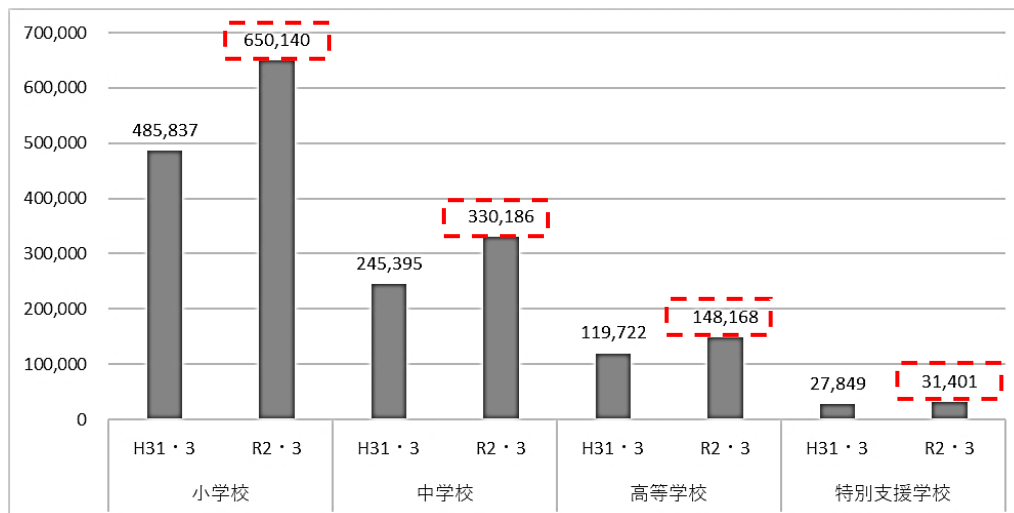


<文部科学省（2020）「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）」より引用

https://www.mext.go.jp/content/20201026-mxt_jogai01-00009573_1.pdf>

※ 「教育用コンピュータ」とは、主として教育用に利用しているコンピュータのことをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。

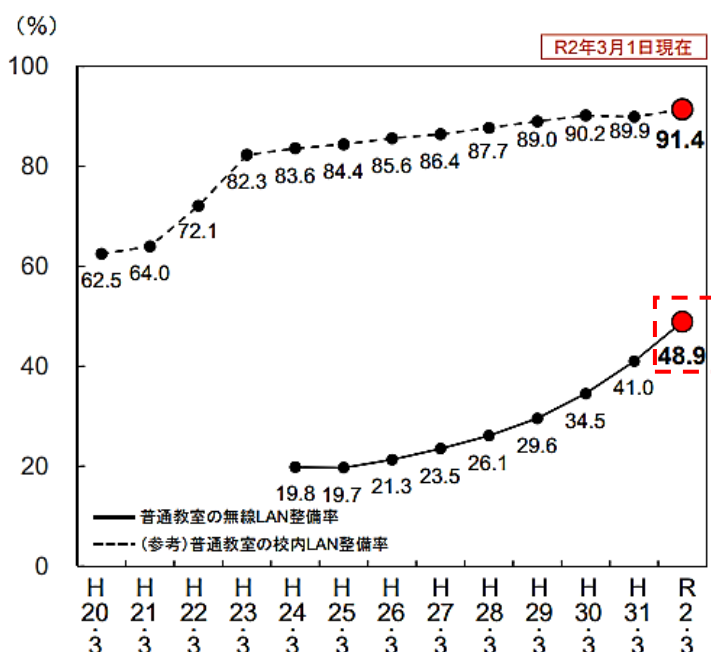
図表 1-7 各学校における教育用 PC のうち可動式 PC 台数の推移（前年度との比較）



＜文部科学省（2020）「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（1）コンピュータの設置状況等」を加工して作成

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400306&tstat=000001045486&cycle=0&tclass1=00001143589&tclass2=000001146307>>

図表 1-8 普通教室の無線 LAN 整備率



＜文部科学省（2020）「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）」より引用

https://www.mext.go.jp/content/20201026-mxt_jogai01-00009573_1.pdf>

※ 普通教室の無線 LAN 整備率は、無線 LAN を整備している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値。

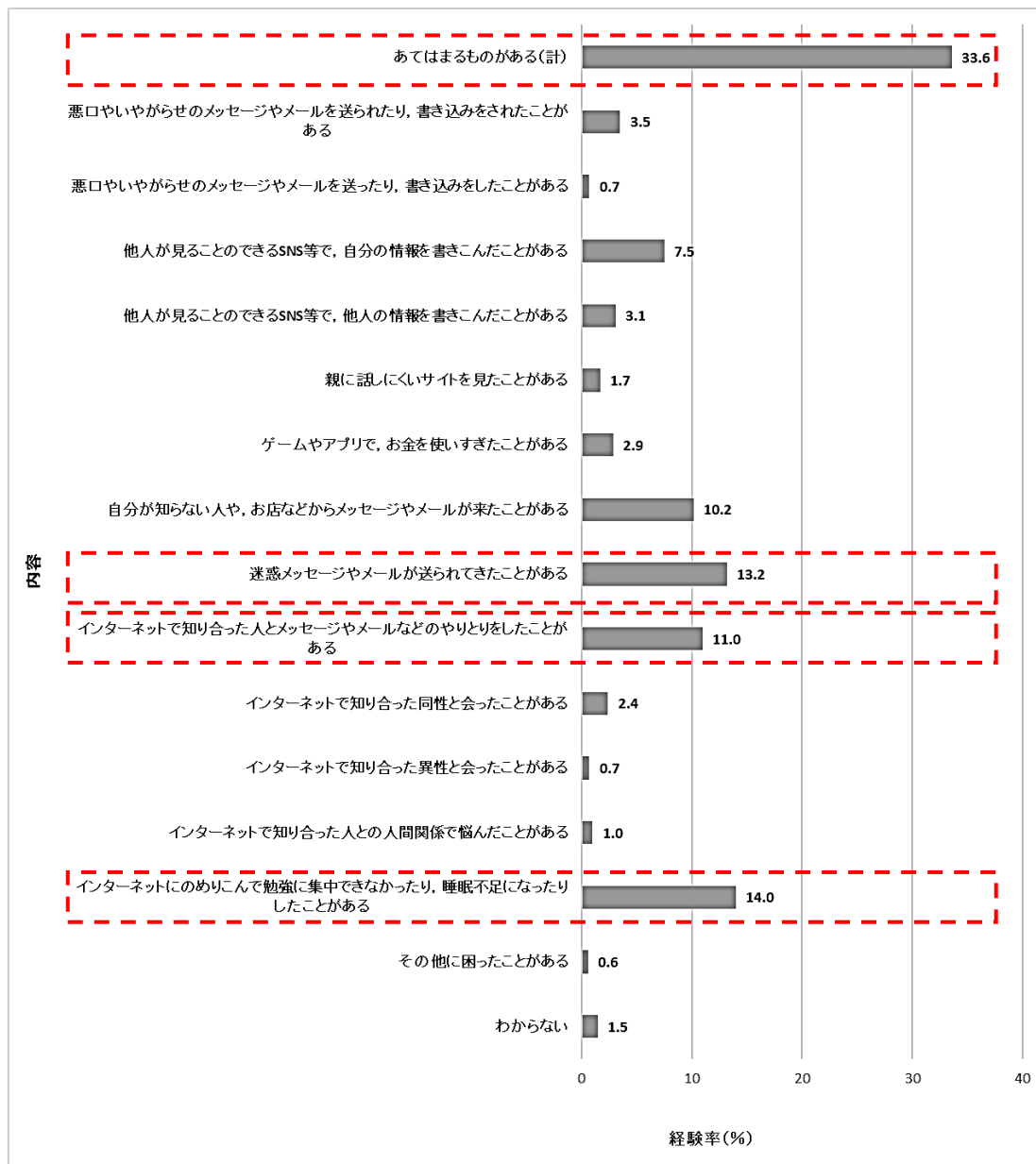
※ 普通教室の校内 LAN 整備率は、校内 LAN を整備している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値。

1.2 児童生徒を取り巻く ICT に関する問題

(1) 青少年のインターネット上のトラブル認識

低年齢からの早期のインターネット利用やサービス・アプリケーションの多様化が進む中、インターネット上のトラブル内容等が報告されている。インターネット上において問題行動やトラブルにつながる経験内容に、児童生徒があてはまると回答した割合は、小学生 14.9%、中学生 35.4%、高校生 51.2%と順を追って増加し、高校生では男子 45.9%、女子 56.0%となっている。具体的な経験内容としては、迷惑メッセージやメールを送られる、勉強に集中できない・睡眠不足になる、ネット上で知り合った人とメッセージのやり取りをするなどの経験内容が多くなっている【図表 1-9】【図表 1-10】。

図表 1-9 青少年のインターネット上の経験（総数）
(引用元タイトル：インターネット上の経験（性・学校種別、性・年齢別）)



<内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」図表 2-1-1-7-2 を加工して作成
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1.pdf>>

図表 1-10 青少年のインターネット上の経験（内訳）

（引用元タイトル：インターネット上の経験（性・学校種別，性・年齢別））

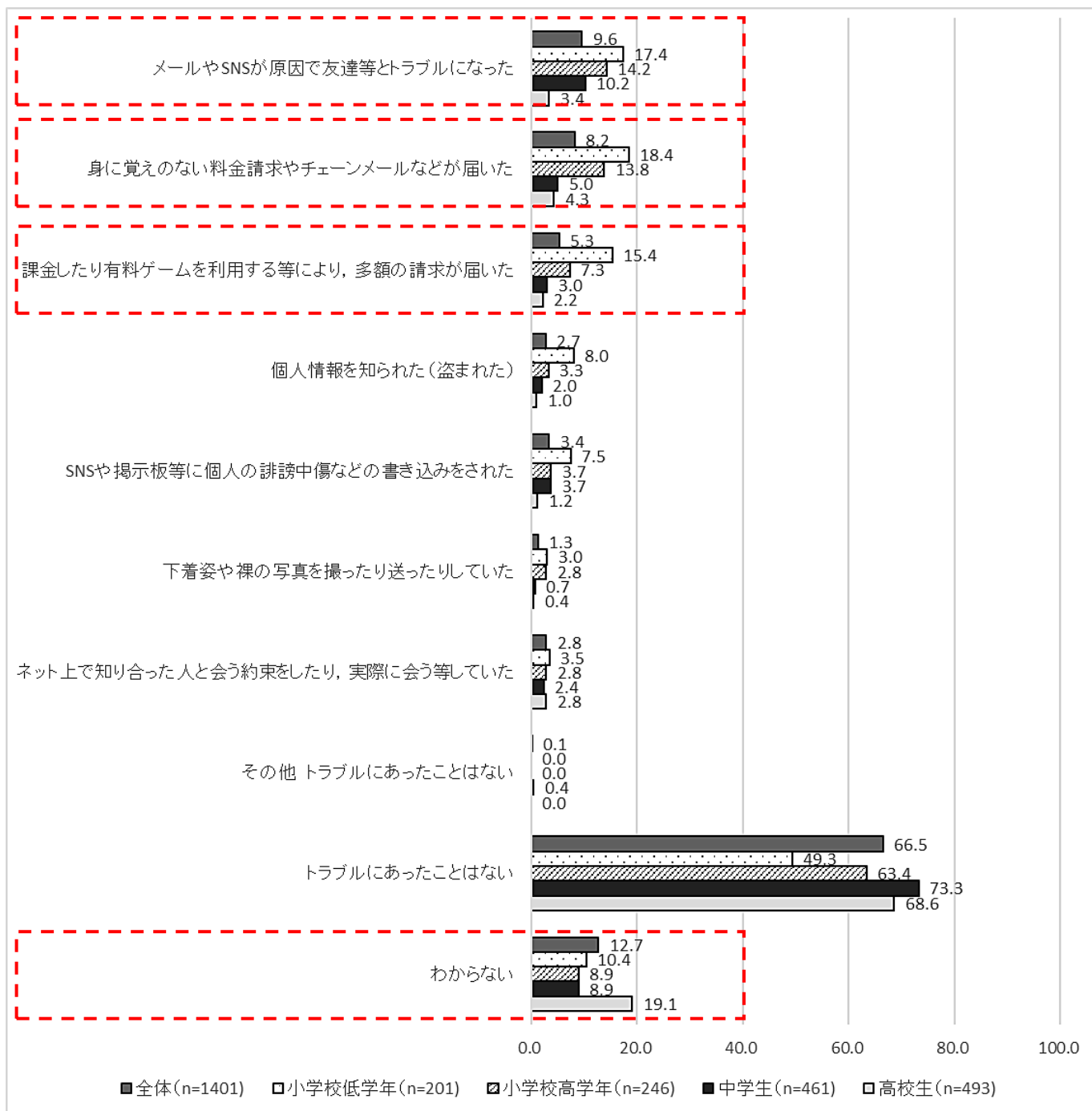
	小学生			中学生			高校生		
	(計) 933人	男子 479人	女子 454人	(計) 1180人	男子 583人	女子 597人	(計) 860人	男子 410人	女子 450人
あてはまるものがある(計)	14.9%	15.0%	14.8%	35.4%	29.7%	41.0%	51.2%	45.9%	56.0%
悪口やいやがらせのメッセージやメールを送られたり、書き込みをされたことがある	1.7%	1.3%	2.2%	3.2%	1.5%	4.9%	5.9%	4.6%	7.1%
悪口やいやがらせのメッセージやメールを送ったり、書き込みをしたことがある	0.6%	0.4%	0.9%	0.7%	0.2%	1.2%	0.9%	1.2%	0.7%
他人が見ることのできる SNS 等で、自分の情報を書きこんだことがある	0.9%	0.4%	1.3%	7.1%	2.7%	11.4%	15.2%	11.5%	18.7%
他人が見ることのできる SNS 等で、他人の情報を書きこんだことがある	0.1%	0.2%	－	2.5%	0.7%	4.4%	7.1%	4.6%	9.3%
親に話しにくいサイトを見たことがある	0.3%	0.6%	－	1.5%	2.1%	1.0%	3.6%	6.1%	1.3%
ゲームやアプリで、お金を使いすぎたことがある	1.4%	2.1%	0.7%	2.8%	5.0%	0.7%	4.5%	8.0%	1.3%
自分が知らない人や、お店などからメッセージやメールが来たことがある	2.4%	1.9%	2.9%	10.6%	8.1%	13.1%	18.3%	13.7%	22.4%
迷惑メッセージやメールが送られてきたことがある	2.7%	1.3%	4.2%	12.1%	8.2%	15.9%	25.9%	22.2%	29.3%
インターネットで知り合った人とメッセージやメールなどのやりとりをしたことがある	2.6%	3.1%	2.0%	10.8%	7.0%	14.4%	20.2%	17.6%	22.7%
インターネットで知り合った同性と会ったことがある	0.2%	0.4%	－	2.4%	1.5%	3.2%	4.7%	2.7%	6.4%
インターネットで知り合った異性と会ったことがある	－	－	－	0.6%	0.3%	0.8%	1.7%	2.2%	1.3%
インターネットで知り合った人との人間関係で悩んだことがある	0.5%	0.4%	0.7%	0.9%	0.5%	1.3%	1.6%	2.0%	1.3%
インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある	6.4%	6.9%	5.9%	15.3%	15.6%	14.9%	20.5%	20.5%	20.4%
その他に困ったことがある	0.9%	1.5%	0.2%	0.8%	0.9%	0.8%	0.1%	－	0.2%
あてはまるものはない	83.4%	83.7%	83.0%	63.3%	68.4%	58.3%	47.3%	52.4%	42.7%
わからない	1.7%	1.3%	2.2%	1.3%	1.9%	0.7%	1.5%	1.7%	1.3%

＜内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」図表 2-1-1-7-2 を加工して作成

<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1-1.pdf>>

こうしたトラブルについて、保護者の認識についても調査結果が報告されている。これによれば、保護者が認識しているスマートフォン利用によるトラブルとして、「メールや SNS が原因で友達等とトラブルになった」、「身に覚えのない料金請求やチェーンメールなどが届いた」、「課金したり有料ゲームを利用する等により、多額の請求が届いた」といった項目については、比較的認識率が高くなっている。この認識率について学年別に見てみると、小学校低学年で最も高くなっている項目が多く、「わからない」と回答した割合が高校生で最も高くなっている【図表 1-11】。

図表 1-11 スマートフォン利用によるトラブルの有無・内容（保護者回答）



＜東京都都民安全推進本部（2020）「家庭における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用等に関する調査結果報告書（抄録版）」（2）スマートフォン利用によるトラブルの有無・内容を加工して作成

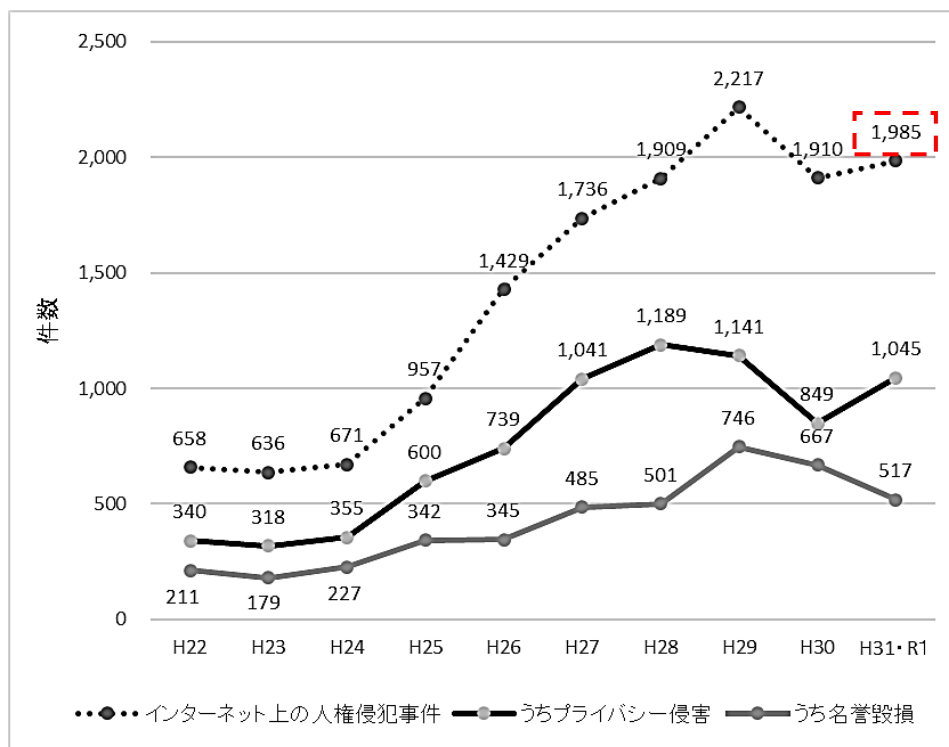
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/06/documents/02.pdf>

(2) インターネット上の人権侵害

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の発生件数は、ここ 10 年間で増加傾向にあり、「プライバシー侵害」の件数が増加している【図表 1-12】。具体的事例として、動画投稿サイトや SNS に起因したものが挙げられており、「無断撮影」や「なりすまし」などによる個人情報の拡散被害が報告されている【図表 1-13】。

図表 1-12 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

(引用元タイトル：インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（開始）)



<法務省（2020）「平成 31 年及び令和元年における『人権侵犯事件』の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」(別添 6)2(1)を加工して作成 <http://www.moj.go.jp/content/001319325.pdf>>

※法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の件数を示している。

※人権侵犯の区分には「学校におけるいじめ事案」「暴行・虐待事案」「プライバシー関係事案」「労働権関係事案」「住居・生活の安全関係事案」「強制・強要事案」「教育職員関係事案」「差別待遇事案」などがあり、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、異なる区分で件数を集計している。

図表 1-13 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の具体的事例

事例	内容
インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損	インターネット上の動画投稿サイトに、小学生の息子の動画が複数掲載されているとして、母親から法務局に相談がされた事案である。法務局で調査した結果、当該動画は、公共交通機関内での被害者の様子が無断で撮影されたものであり、被害者のプライバシーを侵害し、又は名誉・信用等を毀損するものであると認められた。また、当該動画は、動画投稿アプリに掲載されたものが拡散したものであることも判明した。法務局から、本件動画投稿サイト及び動画投稿アプリの各運営会社に対し、削除要請を行

	ったところ、当該動画の多くが削除された。
インターネット上のプライバシー侵害	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)において、なりすましアカウントにより被害者の氏名、住所、電話番号、学校名及び顔の画像等が掲載されているとして、法務局に相談がされた事案である。法務局で調査した結果、当該アカウントは、そもそもなりすましにより作成されたものであることに加え、被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局からSNSの運営会社に対し削除要請を行ったところ、当該アカウントは削除されるに至った。

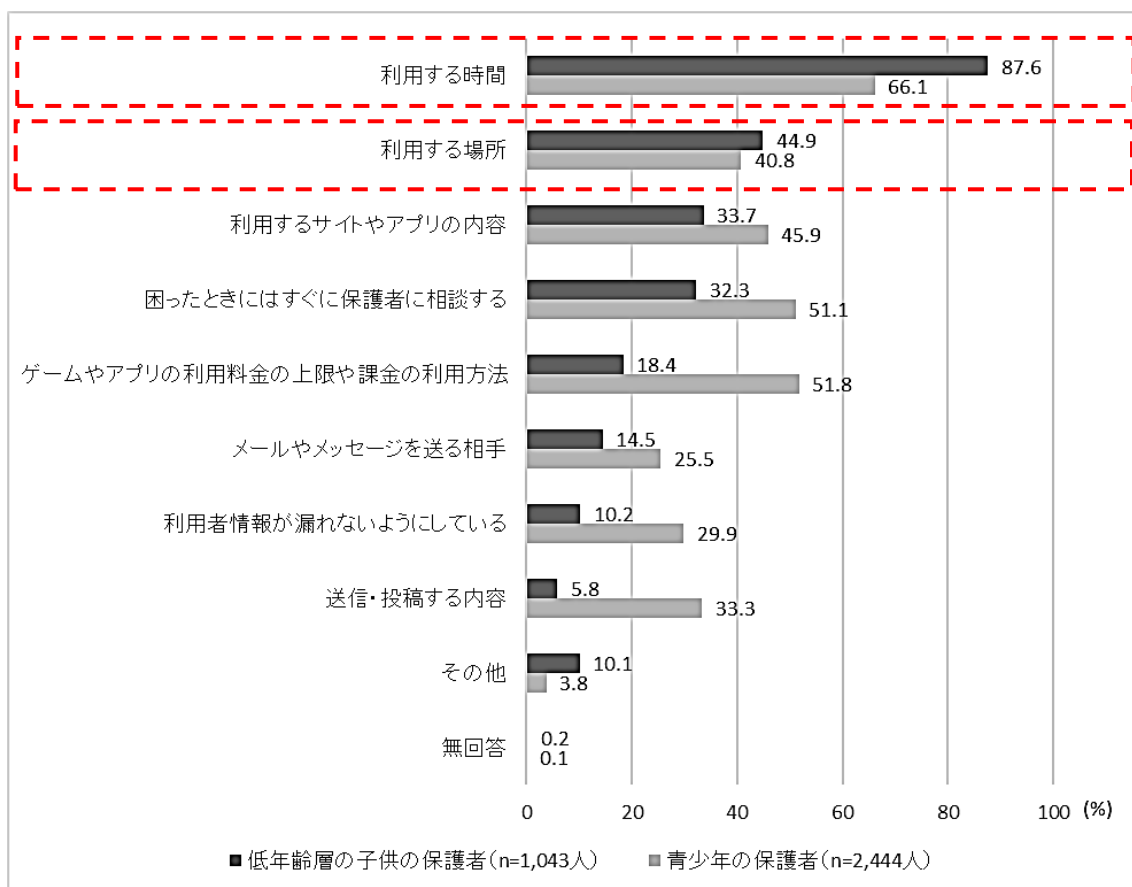
＜法務省（2020）「平成 31 年及び令和元年における『人権侵犯事件』の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」(別添 6)2(3)を加工して作成 <http://www.moj.go.jp/content/001319325.pdf>>

(3) 児童生徒の ICT に関する家庭や学校での指導について

インターネット利用の家庭でのルールの内容を見ると、「利用する時間」（低年齢層の子供の保護者 87.6%，青少年の保護者 66.1%）が最も多く、次いで、「利用する場所」（低年齢層の子供の保護者 44.9%，青少年の保護者 40.8%）となっており、低年齢層の子供の保護者についてはこの 2 項目は他の年齢層の保護者に比べて割合が高くなっている【図表 1-14】。

また、学校教員の ICT 活用指導力の状況で主に情報モラルの指導に関する項目 D を見てみると、D3 のパスワード設定・管理などの情報セキュリティが他の項目よりも比較的低い割合となっている。【図表 1-15】。

図表 1-14 家庭のルール内容

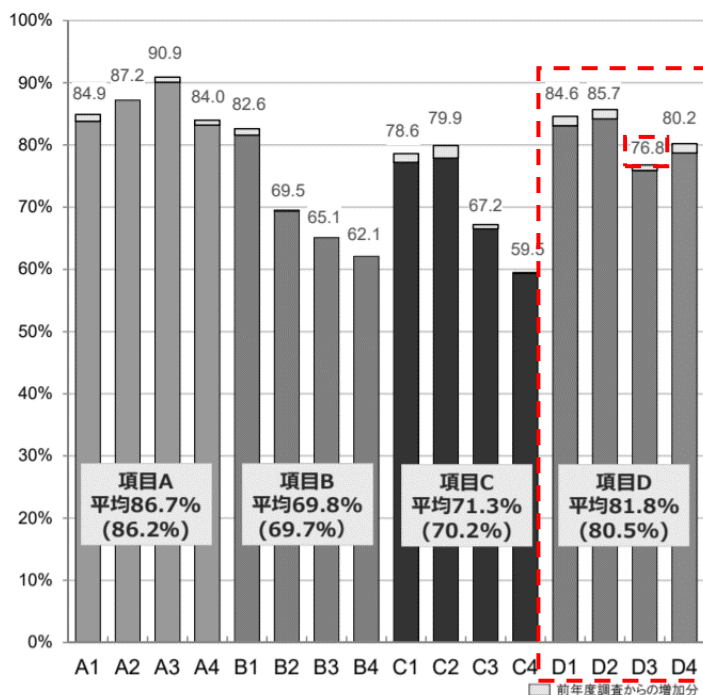


＜内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」

青少年の保護者調査集計表 集計表 20 及び 低年齢層の子供の保護者調査集計表 集計表 58 を加工して作成
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/jittai-html/ho-syukeihyo.html>
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/jittai-html/tei-syukeihyo.html>

※低年齢層の子供の保護者とは0歳～9歳の子供の保護者，青少年の保護者とは10歳～17歳までの子供の保護者を指す。

図表 1-15 教員の ICT 活用指導力の状況



A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	
A 1	教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場を計画して活用する。
A 2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。
A 3	授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するためにワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。
A 4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。
B 授業にICTを活用して指導する能力	
B 1	児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。
B 2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。
B 3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。
B 4	グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。
C 児童生徒のICT活用を指導する能力	
C 1	学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。
C 2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。
C 3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。
C 4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	
D 1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。
D 2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。
D 3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなどコンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。
D 4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。

<文部科学省（2020）「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）」より引用

https://www.mext.go.jp/content/20201026-mxt_jogai01-00009573_1.pdf>

※（ ）内の数値は前年度の値。

※ 文部科学省「教員の ICT 活用指導力チェックリストの改訂等に関する検討会」において、平成 30 年度に取りまとめられた 4 つの大項目（A～D）と 16 の小項目（A1～D4）からなるチェックリストに基づき、全教員が自己評価を行う形で行われた調査結果。

※ 16 の小項目（A1～D4）ごとに「できる」「ややできる」「あまりできない」「まったくできない」の 4 段階評価を行い、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合を、大項目（A～D）ごとに平均して算出した値。

また、GIGA スクール構想の実施に伴い、学校から児童生徒へ ICT 端末を貸与し、利用させる際の指導方法について検討する必要がある。

ここでの参考として、新型コロナウイルス感染症の感染者発生により臨時休業を伴う場合や自然災害など様々な緊急事態が生じた際など、学校設置者が整備する学習者用コンピュータを児童生徒が家庭に持ち帰り、学習に活用する必要がある場合には、文部科学省（2020）より、次のような事項に留意することが通知されている。

（1）事前の準備等

緊急時において端末を家庭等に持ち帰り活用することを念頭に置き、学校設置者等は、予め、以下の点に留意した上で、学校や地域の実情に応じたルールを作り、児童生徒及び保護者の理解と協力を得て、家庭等での適切な管理が行われるよう努めてください。

- ・ 端末の貸出し状況の把握
紛失等の防止の観点から、学校において、端末の貸出し状況を適切に把握する仕組みを検討しましょう。
- ・ セキュリティへの配慮
適切にフィルタリングを活用するなどして、外部からの攻撃や利用者による有害情報へのアクセス等を防ぐとともに、個人情報の扱いに注意を促すなど情報モラル教育の機会としましょう。
- ・ 端末の設定の確認
校外のネットワークと異なる家庭等でのネットワーク接続を円滑にするために「GIGA スクールサポーター」や「ICT 支援員」といった専門家と相談しながら適切に端末の設定を行いましょう。
- ・ 連絡体制の構築
学習に必要な課題の配付、故障時の連絡など、学校・家庭間で緊密な連携がとれる体制づくりに取り組みましょう。
- ・ 事前の運用確認
端末の持ち帰りの際に端末が児童生徒にとって過重な負担とならないよう、荷物の量などを確認するとともに、家庭等において、スムーズに端末を利用できるかどうか、接続試験等を行いましょう。

（2）端末利用時

家庭等に持ち帰った端末を利用するにあたっては、公費によって購入された端末が貸与されているという観点から、学校設置者等は、以下の点に留意し、児童生徒に対し、適切な端末の利用方法を指導するとともに、保護者の理解と協力を得られるよう努めてください。

- ・ 利用者の明確化
児童生徒や保護者といった予め決められた方が端末を利用できるものであることを確認しましょう。
- ・ 利用目的の明確化
学校とのやり取り、学校から与えられた課題の実施、授業の配信などといった利用目的を明らかにして端末を貸し出しましょう。
- ・ 安全な環境での利用
児童生徒には、火元、水廻りなどを避け、端末を大切に扱うよう指導しましょう。

＜文部科学省（2020）「GIGA スクール構想の実現に向けた調達等に関する状況調査」の速報値公表及びそれを踏まえた ICT 環境整備の加速化に係る対応策について(通知)」別紙 3「学校に整備された ICT 端末の緊急時における取扱いについて」2.留意事項 より引用 <https://www.mext.go.jp/content/000091771.pdf>>

このように、GIGA スクール構想の実施により、各自治体や各学校で児童生徒へが「1 人 1 台端末」を使用する中でリスクを想定し、具体的なルールや指導方法をについて検討していく必要がある。

1.3 児童生徒を取り巻く ICT 環境の現状を受けて

以上を踏まえると、子供たちを取り巻く ICT 環境としては、以下の 5 つの事項にまとめられる。

- 1) 子供たちが ICT 機器を使用する状況として、スマートフォンが中心となっているものの、タブレット端末やゲーム機など多様な機器を用いてインターネット利用が行われている。
- 2) ICT 機器利用として、「情報検索」や「コミュニケーション」だけではなく、「動画視聴」や「ゲーム」を利用内容としたインターネット利用が行われており、利用時間が 5 時間以上の回答もある。他方、「勉強・学習・知育」を目的としたインターネットの利用時間については、学年が上がるにつれて増えている。
- 3) 「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画（2018～2022 年）」に伴い、学校現場に ICT 機器が普及してきており、今後は、「GIGA スクール構想」による 1 人 1 台端末の整備が進み、グループ学習における協働学習など、端末の活用が進められる。
- 4) インターネット上のトラブルにつながる経験は、学年が上がるにつれて利用率とともに増加している。近年では、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件が増加し、動画サイトや SNS に起因した事例が挙げられている。
- 5) 子供たちの ICT 利用に関する指導について、低年齢層家庭のルールの内容は「利用する時間」が最も多く、次いで「利用する場所」となっており、この項目は他の年齢層に比べ高い割合になっている。また、学校における教員の指導において、ICT 活用指導力の情報モラルに関する項目では、パスワード設定・管理など情報セキュリティが、他の項目と比べ比較的低い数値となっている。

令和元年度の文部科学省委託「情報モラル教育推進事業」（以下、「先の事業」）においては、子供たちの低学年からのインターネット利用や SNS によるトラブル発生状況を参考に、学校現場で子供たちの情報モラルを育成するための教材作成を行った。

令和2年度は、最新の子供たちのインターネット利用の実態や学校現場の ICT 環境を勘案しつつ、先の事業では取り扱わなかった新たなトラブル内容を中心とする。また、スマートフォン利用によるトラブルへの保護者の認識では「トラブルにあっていない」の回答が高くなっているが、これから遭う可能性も考慮し備えることも含め、広く教育現場で活用可能な教材とした。

- 小学校低学年向け教材として、「GIGA スクール構想」の1人1台端末を念頭に、子供たちが学校や家庭で ICT 機器を活用する場面において、ICT 機器やパスワードの取扱いに加え、約束や決まり事について考えるテーマとした。
- 小学校高学年・中学生向け教材として、インターネット上での人権侵害に関するトラブルとして SNS での書き込みによるトラブルの被害者・加害者にならないことを念頭に、情報を発信・受信する際の注意点や公開範囲の違いによるリスクについて考えるテーマとした。

作成にあたっては昨年度に引き続き、児童生徒がインターネット上でのトラブルにつながる問題行動について、自分のこととしての「自覚」を促すことをポイントとし、映像教材において自分の状況として考えやすくするため一人称の視点で視聴できるように配慮した。

また、本教材を用いた指導において、一方的に児童生徒に動画教材を視聴させる指導になってしまうことにも配慮し、動画内で子供たちに考えさせるポイントを明示し、グループワークで活用できるカード教材を作成した。

参考文献・参考サイト

- 内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf-index.html>
- 文部科学省（2020）「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」
https://www.mext.go.jp/content/20201026-mxt_jogai01-00009573_1.pdf
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400306&tstat=000001045486&cycle=0&class1=000001143589&class2=000001146307&tclass3val=0>
- 東京都都民安全推進本部（2020）「家庭における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用等に関する調査結果報告書（抄録版）」
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/06/documents/02.pdf>
- 法務省（2020）「平成31年及び令和元年における「人権侵害事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」
<http://www.moj.go.jp/content/001319325.pdf>
- 文部科学省（2020）「GIGA スクール構想の実現に向けた調達等に関する状況調査」の速報値公表及びそれを踏まえた ICT 環境整備の加速化に係る対応策について(通知)別紙3「学校に整備された ICT 端末の緊急時における取扱いについて」
<https://www.mext.go.jp/content/000091771.pdf>
- 文部科学省（2018）「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/afieldfile/2018/04/12/1402839_1_1.pdf
- 文部科学省（2020）「GIGA スクール構想の実現へ」
https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf

【コラム 1】 1 人 1 台ずつ端末を使用する前に ～フィルターバブルとエコーチェンバーの危険性を知る～

石田 淳一（株式会社アールジェイ 代表取締役）

GIGA スクール構想の実現によって、子供たちの学び方は大きく変化します。文部科学省「『1 人 1 台端末』の活用によって充実する学習の例」にあるように、「調べ学習」では、児童生徒が個々にインターネットを使用した情報収集・整理・分析を行い、課題をこなすことで学びの深化が期待できます。また、「遠隔教育」では、普段は接することがない離れた子供たちの考えに触れ、学びの幅も広がりを見せるでしょう。「1 人 1 台」になれば、子供たち同士がそれぞれ質問したり感想を共有し合ったりと、遠隔学習の効果は一層高まるかもしれません。ホームスクールの子供たちは、リモートで授業に参加したり、ネットワーク等を経由して課題を提出したりと、学校との距離が短くなることも期待できます。

このほか、音楽科では自分が気になったところを何度でも繰り返し聴くことで、より深く音楽のよさを感じ取ることにつながり、体育の授業のあとに、スローモーションで自分の動きを確認して修正したり、さらには、e-ラーニングツールなどがあれば、苦手な教科を繰り返し視聴することで克服したりと、広がる可能性にわくわくします。

一方で、子供たちが自身の通信機器で、自由にインターネットに接続し情報を検索することには、フィルターバブルやエコーチェンバーなどの課題があることも忘れてはいけません。これらについて具体的な問題点や対策を考えてみましょう。

フィルターバブルは、利用者が検索した履歴や閲覧の履歴などが、使用した通信機器に記憶され、解析によって関心度が高い情報がより多く表示されていくことです。同じ通信機器を使い続けることで、「自分好み」にカスタマイズされていき、探している情報に早くたどり着けるという点で便利な機能といえます。しかし、自分が関心を持っていない情報は隠されてしまい、見聞きする機会が少なくなってしまう。

エコーチェンバーは、自分と同じ趣味を持つ人や、似たような考え方の人とばかりつながっていることにより、こだまのように同じような発言に繰り返し触れ、あたかもその思想だけが正しい、という思いにとらわれてしまうことです。

インターネットは世界中と繋がっていて、多様な人とコミュニケーションが取れたり、知らなかった情報に触れたり、世界が広がると言われてきました。しかし、実際には、自分の興味の範囲、自分と同意見の人とのつながりが強くなり、自ら意識しなければその範囲から外に出ることは難しくなる危険を秘めています。

内閣府の「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」によると、スマートフォンの専用率は中学生が 80%を超え、高校生は 98%を超えました（本書 第 1 章 図表 1-2 参照）。自分専用の機器を持っているということは、自分の都合に合わせていつでも自分の好きな情報に触れることができる、ということです。子供たちのスマートフォンは彼ら好みにカスタマイズされていることでしょう。好きなものに囲まれ、心地良い情報ばかりを目にしていると、あたかもその世界だけが正義であるように感じられ、それ以外は受け入れることができない状態になります。不寛容にならないよう、自分とは異なる意見に耳を傾け、インターネット以外のメディア利用も心がけるよう指導することが重要になりそうです。例えば、普段仲良く会話をする友達や SNS でつながっている人だけではなく、家族や親せきなど、年の離れた人と一つのテーマで話し合ってみると、立場によってものの見方が異なることに気づくことができるでしょう。総合的な学習の時間を利用して、地域のシニアコミュニティとの意見交換の場を作るのもよいかもしれません。また、新聞やテレビ、ラジオを情報源として利用することも推奨します。前述のシニアとの意見交換の場で、シニアの方々が普段視聴しているテレビ番組を一緒に観た後感想を述べあう、という方法もあります。

小学校学習指導要領解説（総則編）では「情報活用能力」を、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」としています。情報を活用するためには、コンピュータ等の情報手段を適切に用いた情報の取得、整理・比較、そして、わかりやすく発信・伝達すること、必要に応じて保存・共有することが求められます。フィルタ

ーバブルやエコーチェンバーは、この「情報手段の適切な利用」を妨げるものです。「1人1台」の導入前に、まずはそのメリットとデメリットについて考えることが大切な事前準備といえそうです。

参考文献・参考サイト

- 文部科学省（2020）「『未来の学び』構築パッケージ」
https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt_syoto01-000003278_501.pdf
- 内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1.pdf>
- 文部科学省（2019）「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf

■第2章 情報モラル教育に関する指導の工夫（令和2年度 作成動画教材について）

2.1 指導上の課題

GIGA スクール構想により多くの学校で1人1台端末や高速大容量の通信環境が整備され、多様な子供たちに個別最適化された学びや創造性を育む学びが期待されている。

こうした1人1台端末を学校に導入する場合、例えば小学校においては、アカウントやパスワードの管理方法や学校での「使い方のルール」などを丁寧に教える必要がある。また、端末を家庭に持ち帰って学習する場合には、家庭での利用についての指導も必要であろう。GIGA スクール構想において、整備の推進とともに、こうした情報モラルに関する内容についても適切に行なっていく必要がある。

しかし、情報モラルの指導では、情報モラル教育の必要性は理解できるが、どのように指導すればよいかかわらず、ただトラブル事例の紹介と危険性の啓発、ルール作りの指導に終始してしまうというケースがある。外部講師または教師がトラブル事例と危険性を提示し、「SNSで悪口を書かないようにしなさい」、「リアルの間人間関係を大切に、嫌がることをしないようにしなさい」、「ネットやスマートフォンのマナーを守りなさい」といった指導を行い、家庭や学校でルールを作る指導が多いが、こういった中でも工夫ができないだろうか。

例えば、「SNSに悪口を書かないようにしましょう」と指導した場合、「自分は悪口を言っている」と自覚している児童生徒には効果があると考えられる。しかし、自分は悪口を言っているつもりはないのに、結果的にそれが相手にとっては悪口になっている場合は、いくら「SNSに悪口を書かないようにしましょう」と指導されたところで、「自分には関係ない」となってしまう。同様に、「タブレットを大切に使う」、「SNSで知り合った知らない人と会わないようにしましょう」、「SNSを使いすぎないようにしよう」と言われても、児童生徒は、「自分はタブレットを大切に使っているし」、「自分は知らない人とは会っていないし（知っている人だし）」、「自分はSNSを使いすぎてないし」と思ってしまう可能性がある。つまり、トラブル事例と危険性を提示して指導したところで、児童生徒がトラブルを「自分のこととして自覚」していなければ効果があまり見られない可能性がある。この「自覚」は、行動変容を促すための最初のステップであり、「自分ももしかしたらSNSで悪口を言ってしまうかもしれない」、「自分ももしかしたら知らない人と出会ってしまうかもしれない」、「自分ももしかしたらネットやスマートフォンを使う場合にマナーを守っていないかもしれない」といったトラブルへの自覚を促すことができなければ、その後の行動変容は難しいということになる。

また、1人1台端末を使いこなすことを前提にすると、従来の情報モラル教育で行われてきたような「画像や動画を公開しない」、「SNSで発信してはいけない」といった「〇〇しない」といった指導だけではなく、「どうしたらリスクを減らして上手に活用できるか」という活用を意識した指導が必要になってくる。

そもそも「〇〇しない」といった指導では、子供たちが「自分の行動にどのようなリスクがあるのか」を考える機会を奪うことになり、子供たちのリスクを考える力の育成にはつながらない。画像や動画を公開することやSNSで発信することのメリットについても目を向けながら、どのようなリスクがあるのかを考えさせることが上手な活用につながっていくポイントである。

2.2 指導上の工夫

では、どのように情報モラル教育について指導すればよいだろうか。

ここでは、①「自分ごと」にするための指導、②自律を目指した指導の2つに分けて述べる。

（1）「自分ごと」にするための指導

人による感じ方や考え方の「ズレ」が起きやすい内容は、その「ズレ」を認識させ、それについて議論させる必要がある。

例えば、「夜遅くとは何時からか」、「悪口とは何か」、「マナーとは何か」、「使いすぎとはどのような状態か」などを議論させ、自分が考えている認識と相手が考える認識にズレがあることを自覚させることが、重要だと考えられる。このトラブルへの自覚を促さずに、トラブル事例の紹介と危険性の啓発を行うだけでは、「自分には関係ない」という他人ごとで終わってしまう可能性がある。

また、自分ごとにするためには、「自分だったらどうするか」という視点で考えさせることも有効である。例えば、第三者の立場から「トラブル状況にどう対応するか」を考えさせてしまうと、「自分には関係ないけど、こうしたらよいだろう」という模範的な答えを出すだけで終わってしまう。児童生徒に自分の使用状況などと紐づけて考えさせながら、「この場合、自分だったらどう行動するか」を考えさせることで、トラブルを自分のこととして考えることができる。

さらに、ネットの特性などを踏まえて、トラブルが起きやすい背景を考えさせることも重要である。例えば、「なぜ、SNSでは悪口を言ってしまいやすいのか」、「なぜ、ネットやスマートフォンを使う場合にマナーを守れないのか」など、ネットの特性やデバイスの特性などを踏まえたトラブルが起きやすい背景を考えておくことで、「自分もトラブルを起こしてしまうかもしれない」という自覚を促すことができる。

(2) 自律を目指した指導

自律とは自分の意思で判断しながら行動することであり、他律とは自分の意志ではなく他人の命令などによって行動することである。動画教材を視聴して、「このような危険があるから気をつけなさい」、「使わないようにしなさい」、「ルールやマナーを守りましょう」というキャッチフレーズ的なルール指導だけでは、他律的な指導になってしまうおそれがある。自分の意志で判断しながら行動する力を育てることにしても意識した指導を行いたい。

そこで自律を目指した指導をする際に工夫したいのが、「範囲」と「程度」などを子供たちに考えさせるという点である。子供たちは、SNSへの書き込みや著作権、使いすぎも出会い系サイトも、危険性を全く分かっていないからトラブルに遭う訳ではなく、「これくらいは大丈夫だろう」という危険性の見積もりの甘さがトラブルを引き起こす要因になっている。

そこで例えば、情報を「公開する範囲」やその範囲での「リスクの程度」を考えさせることで、「これくらいは大丈夫だろう」という自分の判断の甘さに気づき、自分の意志で判断しながら行動する力を育てることにつながる。このように、キャッチフレーズ的なルール指導から「範囲」と「程度」などを子供たちに考えさせるというような指導に変えていくことが子供たちの自律に向けて重要である。

2.3 動画教材の活用法

動画教材の活用では、上記の指導上の工夫を踏まえることで、効果的な活用となる。指導上の工夫を踏まえ、具体的な活用法を述べる。

(1) 「自分ごと」にするための動画教材の活用

多くの動画教材では、主人公の行動がどのようにトラブルにつながっていくかという起承転結が描かれているが、「自分だったらどうするか」という視点で考えさせるために、結論となるシーンを最後まで見せないという活用も有効である。例えば、動画教材の物語の途中でストップさせ、「この場面で、あなたならどのように行動するか」を考えさせることで、ひとつの結論ではなく、複数の結論を想像させることができる。結論がどうなるかわからないことで、模範的な答えを出すだけで終わらずに、そもそもの「悪口とはなにか」、「不適切な写真とは何か」、「知らない人とはどんな人のことか」などの議論を踏まえて、自分の行動を考えることができる。

平成 30 年度および令和元年度、令和 2 年度に新たに作成した動画教材は、第三者視点ではなく自分視点で作成している。つまり、児童生徒自身が物語に出てくる主人公の立場として動画を視聴することができ、より自分ごととして考えることができるように工夫されている。考えるポイントで動画をストップさせながら、「自分だったらどうするか」という視点で考えさせる指導を行いたい。

図表 2-1 教材 19「学習用タブレットの上手な使い方」のワンシーン



(2) 自律を目指したカード教材の活用

今回新たに作成した動画教材 20 では、動画を視聴した後に、「範囲」や「程度」を考えさせることができるカード教材を活用することができるようになっている。具体的には、「(自分の気持ちや情報を)どこに発信してよいの?」という質問に対して、「①家族とのグループで発信してもよいだろう」「②友達とのグループで発信してもよいだろう」「③限られた知り合いのグループで発信してもよいだろう」「④不特定多数の人が見られる SNS で発信してもよいだろう」「⑤どこでも発信してはいけない」の 5 枚のカードを使って議論できる。

このように「範囲」と「程度」を子供たちに考えさせるという指導を行いたい。カード教材の使い方としては、子供が複数枚のカードを手元に持っておき、質問に当てはまるカードのみを場に出す方法や、質問に当てはまる場合と当てはまらない場合を分けた枠をあらかじめ作っておき、それぞれ当てはまる場所にカードを置いていく方法など、様々な場合が考えられる。なお、カード教材を準備できない場合には、大型提示装置による投影や板書による指導も考えられる。

図表 2-2 教材 20「思ったまま SNS に送信しただけなのに」のカード教材

①	②
家族とのグループ で発信してもよいだろう	友達とのグループ で発信してもよいだろう
③	④
限られた知り合いの グループ で発信してもよいだろう	不特定多数の人が 見られる SNS で発信してもよいだろう
⑤	
どこでも発信しては いけない	

参考文献・参考サイト

- 文部科学省（2018）「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf
- 文部科学省（2018）「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_5_4.pdf
- 酒井郷平・塩田真吾・江口清貴（2016）「トラブルにつながる行動の自覚を促す情報モラル授業の開発と評価—中学生のネットワークにおけるコミュニケーションに着目して—」,日本教育工学会論文誌 39 巻 (Suppl.),pp.89-92
- 酒井郷平・塩田真吾・江口清貴（2016）「『リスクの見積もり』に着目した情報モラル授業の開発と評価」第 32 回日本教育工学会全国大会,pp.299-300

＜参考資料 1＞ 情報モラル指導モデルカリキュラムとの対応

令和2年度に作成した新たな動画教材（教材番号 19, 20）で取り上げる内容について、そのテーマが抱えている問題点及び予防方法を踏まえて次ページの「情報モラル指導モデルカリキュラム」に基づいて整理した。テーマごとに発達の段階に合わせた内容をおさえながら、系統的に情報モラル教育を進めていくための参考とする。

対象	コード	内容	【教材19】 学習用タブレットの 上手な使い方 (情報セキュリティ)	【教材20】 思ったままSNSに 送信しただけなのに (SNS等のトラブル、 適切なコミュニケーション)
小学校低学年 (1～2年生)	a1-1	約束や決まりを守る	○	
	b1-1	人の作ったものを大切にすることを		
	d1-1	大人と一緒に使い、危険に近づかない	○	
	d1-2	不適切な情報に出合わない環境で利用する		
	e1-2	知らない人に、連絡先を教えない		
	f1-1	決められた利用の時間や約束を守る		
小学校中学年 (3～4年生)	a2-1	相手への影響を考えて行動する		
	b2-1	自分の情報や他人の情報を大切にする		
	c2-1	情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る		
	d2-1	危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する		
	d2-2	不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する		
	e2-1	情報には誤ったものもあることに気づく		
	e2-2	個人の情報は、他人にもらさない	○	
	f2-1	健康のために利用時間を決め守る		
	e2-1	認証の重要性を理解し、正しく利用できる		
	i2-1	協力し合ってネットワークを使う		
小学校高学年 (5～6年生)	a3-1	他人や社会への影響を考えて行動する		○
	b3-1	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する		
	c3-1	何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない		
	c3-2	「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する		
	c3-3	契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない		
	d3-1	予測される危険の内容がわかり、避ける		
	d3-2	不適切な情報であるものを認識し、対応できる		
	e3-1	情報の正確さを判断する方法を知る		○
	e3-2	自他の個人情報、第三者にもらさない		
	f3-1	健康を害するような行動を自制する		
	f3-2	人の安全を脅かす行為を行わない		
	g3-1	不正使用や不正アクセスされないように利用できる		
	h3-1	情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る		
i3-1	ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う			
中学校	a4-1	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する		○
	b4-1	個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する		
	b4-2	著作権などの知的財産権を尊重する		
	c4-1	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない		
	c4-2	情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る		
	c4-3	契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する		
	d4-1	安全性の面から、情報社会の特性を理解する		
	d4-2	トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る		
	e4-1	情報の信頼性を吟味できる		○
	e4-2	自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる		
	f4-1	健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる		
	f4-2	自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる		
	g4-1	情報セキュリティの基礎的な知識を身につける		
	h4-1	基礎的なセキュリティ対策が立てられる		
i4-1	ネットワークの公共性を意識して行動する			

〔参考〕情報モラル指導モデルカリキュラム

(平成18年度文部科学省委託事業「情報モラル」指導実践キックオフガイド)より)

〈大目標・中目標レベル〉

分類	L1: 小学校1～2年	L2: 小学校3～4年	L3: 小学校5～6年
1. 情報社会の倫理	a1～3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ		
	a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考えて行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する
	b1～3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する		
	b1-1: 人の作ったものを大切に する心をもつ	b2-1: 自分の情報や他人の情報を大切に する	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、 尊重する
2. 法の理解と遵守	c2～3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる		
		c2-1: 情報の発信や情報をやりとりする 場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り、 絶対に行わない
			c3-2: 「ルールや決まりを守る」ということ の社会的意味を知り、尊重する
			c3-3: 契約行為の意味を知り、勝 手な判断で行わない
3. 安全への知恵	d1～3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる		
	d1-1: 大人と一緒に使い、危険に 近づかない	d2-1: 危険に出合ったときは、大人に 意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容が わかり、避ける
	d1-2: 不適切な情報に出合わない 環境で利用する	d2-2: 不適切な情報に出合った ときは、大人に意見を求め、 適切に対応する	d3-2: 不適切な情報であるもの を認識し、対応できる
	e1～3: 情報を正しく安全に利用することに努める		
	e1-2: 知らない人に、連絡先を 教えない	e2-1: 情報には誤ったものもある ことに気づく	e3-1: 情報の正確さを判断する 方法を知る
		e2-2: 個人の情報は、他人にも らさない	e3-2: 自他の個人情報、第三 者にもらさない
	f1～3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる		
	f1-1: 決められた利用の時間や 約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を 決め守る	f3-1: 健康を害するような行動 を自制する
		f3-2: 人の安全を脅かす行為を 行わない	
4. 情報セキュリティ	g2～3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		
		g2-1: 認証の重要性を理解し、 正しく利用できる	g3-1: 不正使用や不正アクセスさ れないように利用できる
	h3: 情報セキュリティの確保の ために、対策・対応がとれる		
		h3-1: 情報の破壊や流出を守る 方法を知る	
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i2～3: 情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		
		i2-1: 協力し合ってネットワー クを使う	i3-1: ネットワークは共用のもので あるという意識を持って使う

※コードについて (例, a1-1)
【1桁目の文字】
a～i: 大目標項目

【2桁目の数字】
校種・学年 (L1～L5)
1: L1 (小学校低学年: 1～2年生)
2: L2 (小学校中学年: 3～4年生)

3: L3 (小学校高学年: 5～6年生)
4: L4 (中学校 (高等学校を含む場合もある))
5: L5 (高等学校)

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、本モデルカリキュラムを参考にして、それぞれの学校では、地域の実情に合わせ、情報モラルのカリキュラムを組み立て、実施してください。各目標の詳細は、Webページをご覧ください。<http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/>

L4: 中学校	L5: 高等学校
a4~5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
b4~5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
b4-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する	b5-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する
b4-2: 著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
c4: 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c5: 情報に関する法律の内容を理解し、遵守する
c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する
c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
c4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
d4~5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1: 情報社会の特性を意識しながら行動する
d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2: トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
e4~5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
e4-1: 情報の信頼性を吟味できる	e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
f4~5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
f4-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
g4~5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
h4~5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
h4-1: 基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1: 情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる
i4~5: 情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	
i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する





【3桁目の数字(ハイフンの後の数字)
大目標項目内の一連番号

たとえば、コードa4-1は次を表す。
大目標項目a1: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ(小学校1~2年生)
中目標項目a1-1: 約束や決まりを守る(小学校1~2年生大目標項目a1の1番目の中項目)

■第3章 学習用タブレットの上手な使い方

【教材 19】情報セキュリティ (小1～小4)

<シナリオ・スライド>

<p>導入編</p>		<p>【シーン1】 <u>タブレットが配付される</u> 小学校 4 年生のさとしさん。学校で学習用のタブレットが配られました。これからはこのタブレットを使って、友達と一緒に勉強をしたり、作品をつくったり、調べ物をしたりするようです。</p>
<p>01 : 02 ～</p>		<p>【シーン2】 <u>タブレットを壊してしまう</u> 配られたタブレットを、さっそく使いはじめました。先生からは“乱暴な使い方はしないで、大切に使いましょう”と言われていたが……。 ★考えるストップポイント① (01 : 37)</p>
<p>01 : 46 ～</p>		<p>【シーン3】 <u>IDとパスワードを教える</u> 授業中に、タブレットを使ってドリルアプリで勉強をしていました。となりの席の友達から「ID とパスワードを教えてください」とお願いされ、教えてしまいますが……。 ★考えるストップポイント② (03 : 50)</p>
<p>03 : 58 ～</p>		<p>【シーン4】 <u>自宅学習で、危険な情報へアクセスする</u> 自宅でタブレットを使って宿題をした後、動画が見たくなくなってしまいました。お母さんには“ひとりの時に動画は見ないように”と言われていたが……。 ★考えるストップポイント③ (05 : 22)</p>
<p>05 : 31 ～</p>		<p>【シーン5】 <u>上手な使い方ができるようになった</u> さとしさんもクラスの友達も、学習用タブレットを上手に使うことができるようになってきました。ほかにもいろいろな使い方ができるそうです。 ★考えるストップポイント④ (07 : 10)</p>
<p>解説編</p>		<p>タブレットを上手に使うと、いろいろな勉強の仕方できるようになります。しかし乱暴な使い方をしたり、ID やパスワードを他の人に教えてしまったり、危険なサイトにアクセスしてしまうと、タブレットを壊してしまったり、データが消えてしまったり、危険な目にあったりしてしまいます。 約束や決まり事を守って、気を付けて使うことが大切です。</p>

1. 動画教材を使うに当たって

<教材のねらい>

GIGA スクール構想により、多くの学校で 1 人 1 台端末や高速大容量の通信環境が整備されるが、子供たち一人一人が学びのツールとして主体的に活用していくためには、学校や家庭でのタブレットなどの端末の適切な使い方や ID やパスワードの適切な管理について子供たち自身に考えさせる必要がある。本教材では、学校や家庭での上手なタブレットなどの端末の使い方について、これまでの自身の使い方を振り返りながら考えさせる。

<指導観>

学校で 1 人 1 台端末を上手に活用するためには、導入時にタブレットなどの端末を大切に使うという気持ちにさせることが大切で、その上で基本的な使い方や ID やパスワードの管理などを考えさせることが重要である。また、端末を家庭に持ち帰って学習する場合には、家庭での利用についての指導も必要である。

特に、ID やパスワードの管理については、勝手に他者の ID やパスワードを使ってログインすると、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）」に違反する犯罪になる可能性があることにも触れ、自分の大切な情報を守るという意識の醸成につなげたい。

このようなことを踏まえ、今使っているタブレットなどの端末は学校から貸与されたものであることを意識させた上で、扱うときは上に物を落としたり、かばんにいれたまま振り回したりせず、机を片付けてから使うことや ID とパスワードを適切に管理すること、家庭では家族と一緒に使うことなどの大切さについて実感を通して考えさせたい。

<指導時のポイント・留意点>

「タブレットを大切に使いなさい」と指導するのではなく、他者の問題行動を見つけることを通して、どのように大切に使えるばよいか、大切に使うためにはどうすれば良いかなどを考えさせ、自分自身の行動を振り返らせたい。また、それらを踏まえて学校や家庭で「どう行動したらよいか」を考えせることで、タブレットなどの端末を上手に活用するための行動を促したい。

<動画教材視聴時のポイント>

動画教材は、以下の 5 つのシーンで構成されている。

【シーン 1】タブレットが配付される

【シーン 2】タブレットを壊してしまう

【シーン 3】ID とパスワードを教えてしまう

【シーン 4】自宅学習で、危険な情報へアクセスする

【シーン 5】上手な使い方ができるようになった

★考えるストップポイント①

★考えるストップポイント②

★考えるストップポイント③

★考えるストップポイント④

各シーンの主人公（さとしさん）や登場人物の行動の、何が問題だったのかを考えさせながら視聴させる。

<取扱い教科等>

●小学校

特別活動 学級活動 (2)ア 基本的な生活習慣の形成

特別活動 学級活動 (2)ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

(特別の教科 道徳 A 主として自分自身に関する事 [善悪の判断, 自律, 自由と責任])

(特別の教科 道徳 C 主として集団や社会との関わりに関する事 [規則の尊重])

<情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応>

「1.情報社会の倫理」「3.安全への知恵」

小学校 a1-1: 約束や決まりを守る

d1-1: 大人と一緒に使い, 危険に近づかない

e2-2: 個人の情報は, 他人にもらさない

2. モデル指導案：特別活動（学級活動）指導案

<本題材の目標>

学校や家庭での上手なタブレットの使い方について, これまでの自身の使い方を振り返りながら考えさせる。

特に, 今使っているタブレットは学校から貸与されたものであることを意識させた上で, タブレットを扱うときは, 上に物を落としたり, かばんに入れたまま振り回したりせず, 机を片付けてから使うことや ID とパスワードを適切に管理すること, 家庭では家族と一緒に使うことなどの大切さについて実感を通して考える。

<本題材において目指す児童の姿>

学校や家庭でのタブレットの使用について, これまでの自身の使い方を振り返ることができる。

また, タブレットを使用するときは, 学校から貸与されたものであることを意識し, 適切に使うことができる。

<授業実施前の準備・事前指導>



使用している情報通信機器の種類 (スマートフォンやタブレットなど), 利用時間, トラブル経験などの実態を把握しておく。

<本時の展開>

学習活動	指導のポイント
<p>【問題の発見：5分】</p> <p>1. 事前アンケート（P34 を活用）の結果を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンやタブレットを落としたり、傷つけたりしたことがある人数。 	<ul style="list-style-type: none"> 普段、どのような場所でスマートフォンやタブレット、ゲーム機などを使っているかについて確認し、共有する。
<p>2. 本時のめあてを理解する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>タブレットを上手に使うためには、どのようなことに気をつければよいか考え、自分のめあてを決めよう</p> </div>	
<p>【問題の確認と解決方法の話合い：30分】</p> <p>3. <u>【シーン1】タブレットが配付される</u> <u>【シーン2】タブレットを壊してしまう</u> までの動画を視聴</p> <p>★考えるストップポイント①（01：37） 「こわさないためには、どうすれば良かったかな？」 ここまでの問題点や気づいたことを話し合い、ワークシートに書く</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> タブレットの上に物を落とした タブレットが入ったかばんを振り回した 机の上を散らかしたままにしていた 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><導入動画> さとしさんが学校やお家でタブレットを使うときのお話です。どのようなことに気をつければよいか、考えながら見てみましょう。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴するように促す。 シーンを振り返りながら、登場人物の行動の問題点を共有させる。 タブレットは学校から貸し出されたものであることを伝える。自分もこうした行動をしていないか振り返るように促す。
<p>4. <u>【シーン3】IDとパスワードを教える</u> までの動画を視聴</p> <p>★考えるストップポイント②（03：50） 「タブレットを使うときやってはいけないことって何だろう？」 パスワードなどの扱いについて何が悪かったのか問いかけを行い、 【シーン4】終了後に話し合いをすることを伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴するように促す。
<p>5. <u>【シーン4】自宅学習で、危険な情報へアクセスする</u> までの動画を視聴</p> <p>★考えるストップポイント③（05：22） 「タブレットを使うときは、どんなことに気を付ければ良いかな？」 ここまでのパスワードなどの扱いや家庭での利用について、やっ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴するように促す。 シーンを振り返りながら、登場人物の行動の問題点を確認し共有する。 IDとパスワードについて説明する。 勝手に他人のIDとパスワードを使うと犯

<p>てはいけないことや気付いたことを話し合い、ワークシートに書く。</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> • IDとパスワードを聞かれて、教えてしまった • お母さんとの約束を破って、ひとりで学習と関係ない動画を見 てしまった • むやみに動画を開いてしまった 	<p>罪になる可能性があることを伝える。データが消されてしまう以外にも、なりすましなどのリスクがあることを伝える。</p> <p>※ 各学校におけるタブレットの利用環境・決まりに合わせて、指導を行う（タブレットや学校・家庭のネットワークに制限がかけられており、学習と関係ない広告や動画が視聴できない場合もある）。</p>
<p>6. <u>【シーン5】 上手な使い方ができるようになった</u> までを視聴</p> <p>★考えるストップポイント④（07：10）</p> <p>「ほかにもどんな使い方ができるかな？」</p> <p>ここまでの問題点や気付いたことを話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • どのような使い方ができるか、考えながら視聴するように促す。学校だけでなく、家庭での上手な使い方についても考えさせる。 • ほかの使い方について、共有する。 • 乱暴な使い方をしないように注意させるだけでなく、より良い使い方について考えるように促す。
<p>【解決方法の決定：10分】</p> <p>7. 話し合ったことをもとに、今後、学校や家庭でタブレットを使う際に、自分はどのようなことに気を付けるか、どのように活用するかを決めて、ワークシートに書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本時に学んだことを家族に共有させ、感想をもらうようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて以下について、確認する。 ➤ 学校から貸し出されたタブレットを扱うときは、上に物を落としたり、かばんに入れたまま振り回したりせず、机を片付けてから使うこと。 ➤ IDとパスワードは誰にも教えないこと。 ➤ 家庭では使い方の約束を守る。

<板書計画(例)>

<p>アンケートけっか</p> <p>スマートフォンやタブレットを おとしたり、きずつけたりした</p> <p>ある <input type="text"/></p> <p>ない <input type="text"/></p>	<p>タブレットを上手につかうためには どんなことに気をつければよいか かんがえよう</p>  
<p>【こわさないためにはどうすればよかったかな？】</p> <p>・タブレットの上にもものをおとさない ・タブレットが入ったかばんをふりまわさない</p> <p>・つくえの上をちらかしたままにしない など</p>	
<p>【やってはいけないことはなんだろう？】</p> <p>・IDとパスワードを人におしえない ・かってにデータをけさない</p> <p>・やくそくをやぶって、一人でどうがを見ない ・むやみにどうがをひらかない など</p>	
<p>【どんな上手なつかいかたができるだろう？】</p> <p>・いろいろなことをしらべる ・しらべたことをまとめる</p> <p>・かんがえたことをはっぴょうする など</p>	

<事後指導>

- ① 家庭等で作成した「学習用タブレットを使うときの家庭でのルール」があれば朝の会や帰りの会等で発表し合う。必要に応じて掲示する。また、定期的にルールなどについて発表し合ったり、アンケートを取って考えさせたりして、ルールの見直しや継続化を図る。
- ② 取組を振り返らせるとともに、保護者からのコメントを朝の会や帰りの会等で紹介したり、実践の継続化につなげたりする。

アンケート (教材19)

スマートフォンやタブレットなどの利用^{りよう}についてのアンケート

年 組 番 名前

1. あなたは、自分^{じぶん}のスマートフォンやタブレットなどを持っていますか。

() はい () いいえ

2. あなたは、家族^{かぞく}のスマートフォンやタブレットなどを使^{つか}ったことがありますか。

() はい () いいえ

3. あなたは、家族^{かぞく}のスマートフォンやタブレットなどを学習^{がくしゅう}に使^{つか}ったことがありますか。

() はい () いいえ

4. あなたは、スマートフォンやタブレットなどを落^おしたり、傷^{きず}つけたりしたことがありますか。

() はい () いいえ

5. あなたは、ID^{あいでい}やパスワード^{にゅうりよく}を入力^{にゅうりよく}したことがありますか。

() はい () いいえ

がくしゅうよう じょうず つか かた
学習用タブレットの上手な使い方

年 組 番 名前

めあて

1. 【考えるストップポイント①】タブレットをこわさないためには、どうすればよかったですか。

2. 【考えるストップポイント②③】タブレットを使うとき、やってはいけないことはなんですか。

3. 【考えるストップポイント④】タブレットは、どのような上手な使い方ができるでしょうか。

4. 【考えるストップポイント⑤】学んだことをお家の人に伝えて話し合い、いけんやかんそうを書いてもらいましょう。

■第4章 思ったまま SNS に送信しただけなのに

【教材 20】SNS 等のトラブル, 適切なコミュニケーション (小 5～中 1)

<シナリオ・スライド>

導入編		<p>【シーン 1】 <u>肯定的な気持ちを発信する</u></p> <p>中学校 1 年生のちひろさん。おいしいケーキを食べ、そのことを友達とのグループトークルームで発信しました。せっかくなので、みんなが見られる SNS でも発信することにしました。</p>
01 : 33 ～		<p>【シーン 2】 <u>否定的な意見や気持ちを共有したい</u></p> <p>友達と一緒に別のお店でのケーキを食べたところ、あまりおいしくなく、がっかりしました。この気持ちを共有したくなり、SNS などで発信しようと考えますが……。</p> <p>★考えるストップポイント① (02 : 27)</p>
03 : 07 ～		<p>【シーン 3】 <u>否定的な意見や気持ちを発信する</u></p> <p>絶対においしくないと感じた気持ちを SNS に書き込んだところ、思わぬ影響が出てしまいました……。</p> <p>★考えるストップポイント② (04 : 02)</p>
04 : 10 ～		<p>【シーン 4】 <u>教えてあげようという気持ちからニュースを拡散してしま</u> <u>う</u></p> <p>大好きなアイドルのスクープニュースを見かけて、裏切られたと感じ、とてもショックを受けました。だまされていたことを他のファンにも伝えるため、SNS などで発信しようと考えますが……。</p> <p>★考えるストップポイント③ (05 : 24)</p>
05 : 55 ～		<p>【シーン 5】 <u>自分が批判を受ける側になる</u></p> <p>SNS で拡散したスクープニュースについて、デマだったかもしれないということが分かりました。“この情報を拡散した人も悪い”という意見が、ネット上にも現れはじめ……。</p> <p>★考えるストップポイント④ (07 : 27)</p>
解説編		<p>近年、SNS で人を傷つける行為が大きな社会問題となっています。SNS で情報を発信することのリスクと責任について、発信する前に考えないと、自分が被害にあってしまうだけでなく、加害者になってしまう可能性もあります。</p> <p>SNS で人を傷つけたりせず、有効に活用できるようにするためには、どのようなことに気を付ければ良いのか、考えてみましょう。</p>

1. 動画教材を使うに当たって

<教材のねらい>

近年、SNS での書き込みによるトラブルが大きな社会問題となっており、子供たち自身も加害者や被害者になる可能性がある。本教材では、情報の送り手の立場を中心に、情報を発信・受信する際の注意点や公開範囲の違いによるリスクなどを考えるように指導する。

<指導観>

SNS での書き込みによるトラブルについては、「相手を傷つけてやろう」という悪意から発信された情報だけでなく、「これをみんなに知らせてあげなきゃ」といった使命感や「正しい情報を教えてあげなきゃ」といった正義感などの善意から発信された情報が、結果的に誰かを傷つけてしまうというケースもある。情報を発信する自由（表現の自由）がある一方で、どのような情報が人を傷つけることになるのかというリスクの想像が重要となる。

また、SNS での発信がすべて悪いわけではなく、上手に活用するという視点から考えると、従来の情報モラル教育で行われてきたような「SNS で情報を発信しない」といった「〇〇しない」といった指導だけではなく、「どうしたらリスクを減らして上手に活用できるか」という活用を意識した指導が必要になってくる。

このようなことを踏まえ、SNS で発信することのメリットについても目を向けながら、自分の発信した情報にどのようなリスクと責任があるのかを考えさせたい。また、自分が誤ったニュースを拡散し批判を受ける側になることで、受け手側の立場からの気づきを促したい。

<指導時のポイント・留意点>

「SNS で人を傷つけてはいけない」と指導するのではなく、情報を発信する際に「どのようなリスクがあるか」を考えさせることでどのような情報をどこまでの範囲で発信してよいのかを具体的に考えさせる。

特に、人によって感覚の違うこと（特にネガティブなこと）を発信する際のリスクや、真偽不明なことを使命感や正義感から発信することのリスクについて考えさせる。その際、リスクを考えるあまり SNS 等は使用しないと偏った考えのみにならないように、SNS の効果的な活用方法や情報を発信する自由（表現の自由）についても触れる。

<動画教材視聴時のポイント>

動画教材は、以下の4つのシーンで構成されている。

【シーン1】肯定的な気持ちを発信する

【シーン2】否定的な意見や気持ちを共有したい

★考えるストップポイント①

【シーン3】否定的な意見や気持ちを発信する

★考えるストップポイント②

【シーン4】教えてあげようという気持ちからニュースを拡散してしまう

★考えるストップポイント③

【シーン5】自分が批判を受ける側になる

★考えるストップポイント④

各シーンの主人公（ちひろさん）や登場人物の行動の、何が問題だったのかを考えさせながら視聴させる。

<取扱い教科等>

●小学校

特別活動 学級活動 (2)ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

(特別活動 学級活動 (2)イ よりよい人間関係の形成)

(特別の教科 道徳 A 主として自分自身に関する事 [善悪の判断, 自律, 自由と責任])

●中学校

特別活動 学級活動 (2)エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

(特別活動 学級活動 (2)ア 自他の個性の理解と尊重, よりよい人間関係の形成)

(特別の教科 道徳 A 主として自分自身に関する事 [自主, 自律, 自由と責任])

<情報モラル指導モデルカリキュラム表への対応>

「1.情報社会の倫理」「3.安全への知恵」

小学校 a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する

e3-1: 情報の正確さを判断する方法を知る

中学校 a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え, 行動する

e4-1: 情報の信頼性を吟味できる

2. モデル指導案：特別活動（学級活動）指導案

<本題材の目標>

情報の送り手・受け手の両方の立場から、情報を発信・受信する際の注意点や公開範囲の違いによるリスクなどを考える。

<本題材において目指す児童生徒の姿>

情報を発信する際には、他人や社会への影響を考えて、リスクを想像しながら発信することができる。

また、情報を受信する際には、情報の信頼性を吟味し、正確な情報かどうかを判断することができる。

<授業実施前の準備・事前指導>

使用している情報通信機器の種類（スマートフォンやタブレットなど）、SNSでの情報発信の経験や、SNS上で人を傷つけたり傷つけられたりしている事例を見た経験などの取扱いに注意しつつ実態を把握しておく。

<本時の展開>

学習活動	指導のポイント
<p>【問題の発見：10分】</p> <p>1. 事前アンケート（P42 を活用）の結果を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS 上で人を傷つけたり，傷つけられたりしている人を見たことがある人数。 	<ul style="list-style-type: none"> SNS での書き込みによるトラブルに関するニュースや事例について確認し，共有する。
<p>2. 本時の課題を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>SNS で情報を発信する際のリスクと責任について考えよう</p> </div>	
<p>【問題の確認：小学校 15 分，中学校 17 分】</p> <p>3. <u>【シーン 1】 肯定的な気持ちを発信する</u> <u>【シーン 2】 否定的な意見や気持ちを共有したい</u> までの動画を視聴</p> <p>★考えるストップポイント①（02：27） 「どのように発信しようかな…？」 この気持ちをどこに発信してもよいか考え，グループで話し合い，全体で共有する。</p> <p>【カード教材で考えよう】どこに発信してよいの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家族とのグループで発信してもよいだろう ② 友達とのグループで発信してもよいだろう ③ 限られた知り合いのグループで発信してもよいだろう ④ 不特定多数の人が見られる SNS で発信してもよいだろう ⑤ どこでも発信してはいけない 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><導入動画> ちひろさんが SNS などで様々な情報を発信しようとする話です。SNS で情報を発信するときには，どのようなことに気を付ければよいか，考えながら見てみましょう。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 登場人物の行動の何が問題か，考えながら視聴するよう促す。 シーンを振り返りながら，登場人物の行動の問題点を共有するように促す。 カード教材を用いて，グループごとに話し合わせ，意見の相違について認識するよう促す。 （なお，カード教材を準備できない場合には，大型提示装置による投影や板書による指導も考えられる。） 「どのように行動したらよいか」を具体的な場面で考えるように指導する。
<p>【解決方法の話合い：小学校 15 分，中学校 18 分】</p> <p>4. <u>【シーン 3】 否定的な意見や気持ちを発信する</u> までの動画を視聴</p> <p>★考えるストップポイント②（04：02） 「発信してはダメだったの？ 発信する前にどうすればよかったの？」 主人公の問題点についてグループで話し合い，全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登場人物の行動の何が問題か，考えながら視聴するよう促す。 シーンを振り返りながら，登場人物の行動の問題点を共有するように促す。 情報を発信する自由（表現の自由）とともに，発信に対する責任とリスクについても考える必要があることに気付く

<p>【主人公はどのようなことを想像すればよかったのだろう】</p> <ul style="list-style-type: none"> • その情報をどのような人が見る可能性があるのか • それを見た人たちがどのような気持ちになるのか • どのようなことが起こる可能性があるのか 	<p>ように指導する。</p>
<p>5. 【シーン4】 教えてあげようという気持ちからニュースを拡散してしまう までの動画を視聴</p> <p>★考えるストップポイント③ (05 : 24)</p> <p>「どのように発信しようかな…？」</p> <p>この気持ちをどこに発信してもよいか考え、グループで話し合い、全体で共有する。</p> <p>【カード教材で考えよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> • どこに発信してよいの？ <ul style="list-style-type: none"> ①家族とのグループで発信してもよいだろう ②友達とのグループで発信してもよいだろう ③限られた知り合いのグループで発信してもよいだろう ④不特定多数の人が見られる SNS で発信してもよいだろう ⑤どこでも発信してはいけない 	<ul style="list-style-type: none"> • 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴するように促す。 • シーンを振り返りながら、登場人物の行動の問題点を共有するように促す。 • カード教材を用いて、グループごとに話し合わせ、意見の相違について認識するように促す。 • 「どのように行動したらよいか」を具体的な場面で考えるように指導する。
<p>【解決方法の決定 : 5 分】</p> <p>6. 【シーン5】 自分が批判を受ける側になる ままでの動画を視聴</p> <p>★考えるストップポイント④ (07 : 27)</p> <p>「発信してはダメだったの？ 発信する前にどうすればよかったの？」</p> <p>インターネット等の情報を SNS で情報を発信する場合、どのようなことに気を付ければよいか意思決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本時に学んだことを家族に共有させ、感想をもらうようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 以下について、確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ちひろさんに対する最後の書き込みが、ちひろさんが Moen@ちゃんに対して行った行為と同じであること。 ➤ 発信することにもメリットはあるが、それが誰かを傷つけることにつながる可能性もあること。 ➤ この情報を誰が見るか、見た人がどう思うかを想像し、リスクと責任を考えながら情報発信をすること。 ➤ 自分が批判されたり傷つけられる立場になった場合は、大人に相談するとともに、SNS をしばらく利用すること控え、身近な友達と話をするようにすること。

<板書計画（例）>

アンケート結果


SNS上で人を傷つけたり
傷つけられたりしている人を見た

ある

ない


SNSで情報を発信する際の リスクと責任について考えよう

期待してたのに、ショック
#最近の残念なお店



キャンセル 送信する

#拡散希望 #ファンを大切に



キャンセル 送信する

【どこに発信してよいの？（否定的な意見や気持ち）】

①家族との
グループ

②友達との
グループ

③限られた知り合い
のグループ

④不特定多数の人が
見られるSNS

⑤どこでも発信
してはいけない

【主人公はどのようなことを想像すればよかったのだろう？】

- ・その情報をどのような人が見る可能性があるのか
- ・それを見た人たちがどのような気持ちになるのか
- ・どのようなことが起こる可能性があるのか など

【どこに発信してよいの？（正しいのか分からない情報）】

①家族との
グループ

②友達との
グループ

③限られた知り合い
のグループ

④不特定多数の人が
見られるSNS

⑤どこでも発信
してはいけない

- ・情報を発信する場合、どのようなことに気を付ければよいだろうか。
- ・自分が傷つけられる立場になった場合、どうすればよいだろうか。 など

<事後指導>

- ① 朝の会や帰りの会等で取組状況について話し合ったり、保護者からのコメントを紹介したりして、学んだことを振り返らせるとともに、実践の継続化につなげる。
- ② 朝の会や帰りの会等で、実際の加害・被害事例を紹介しながら、SNS で人を傷つけたりせず、有効に活用できるようにするために注意すべきことについての理解を深めさせ、指導を続ける。

アンケート（教材 20）

SNS の利用についてのアンケート

年 組 番 名前

1. あなたは、SNS が利用できる自分専用の携帯電話・スマートフォンを持っていますか。

() はい () いいえ

2. 普段、SNS を利用しますか。

() はい () いいえ

3. 写真や動画などを SNS で公開したことがありますか。

() はい () いいえ

4. SNS で否定的な意見や気持ちを発信したことがありますか。

() はい () いいえ

5. SNS で教えてあげようという気持ちで情報を発信したことがありますか。

() はい () いいえ

6. SNS で正しいのか分からない情報を発信したことがありますか。

() はい () いいえ

7. SNS で人を傷つけたり傷つけられたりしている人を見たことがありますか。

() はい () いいえ

思ったまま SNS に送信しただけなのに

年 組 番 名前 _____

課題

1. 【考えるストップポイント①】 どこに発信してもよいでしょうか？ そう考えた理由も書きましょう。

- ①家族とのグループ ②友達とのグループ ③限られた知り合いのグループ
 ④不特定多数の人が見られる SNS ⑤どこでも発信してはいけない

2. 【考えるストップポイント②】主人公は、発信する前にどうすればよかったのでしょうか。

また、どのようなことを想像すればよかったのでしょうか。

3. 【考えるストップポイント③】 どこに発信してもよいでしょうか？ そう考えた理由も書きましょう。

- ①家族とのグループ ②友達とのグループ ③限られた知り合いのグループ
 ④不特定多数の人が見られる SNS ⑤どこでも発信してはいけない

4. 【考えるストップポイント④】発信する前にどのようにすればよかったのでしょうか。また、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。また、自分が批判を受けたり、傷つけられたりする立場になった場合、どうすればよいでしょうか。

5. 学んだことを保護者に伝えて話し合い、意見や感想を書いてもらいましょう。

カード（教材 20）：「どこに発信してよいの？」

<p>①</p>	<p>②</p>
<p>家族とのグループ で発信してもよいだろう</p>	<p>友達とのグループ で発信してもよいだろう</p>
<p>③</p>	<p>④</p>
<p>限られた知り合いの グループ で発信してもよいだろう</p>	<p>不特定多数の人が 見られる SNS で発信してもよいだろう</p>
<p>⑤</p>	
<p>どこでも発信しては いけない</p>	

【コラム 2】 ネット上の誹謗中傷の実態と対応

浅子 秀樹 (LINE 株式会社)

ネット上の誹謗中傷とは

ネット上の誹謗中傷に関しては、昨年発生した女子プロレスラーへの誹謗中傷の事案を契機として、改めてこの問題に対して、個人として、社会としてどう向き合うべきなのかが議論されています。

そもそも誹謗中傷は、言葉で相手を傷つける行為です。ネット上では、SNS やブログ、掲示板等のユーザー投稿型サービスで、不特定多数の未知のユーザーからの書き込みで誹謗中傷されるだけでなく、メッセージングアプリ等のコミュニケーションサービスで、特定の既知の知り合いから直接的に誹謗中傷される場面も想定されます。

法務省の「平成 31 年及び令和元年における『人権侵犯事件』の状況について（概要）」によると、平成 31 年及び令和元年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件のなかで、名誉毀損事案は 517 件となっています（本書 第 1 章 図表 1-12 参照）。

また、児童生徒間での被害状況としては、東京都教育庁の「令和元年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」によると、ネット上の誹謗中傷関連では、「②グループ内や、誰も見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた」の割合が全体で 18.8%となっています。

■ 『トラブルや嫌な思いをした経験の内容』 学校種別

学校種	(n)	トラブルや嫌な思いをした経験の内容割合 (%)				
		① メールや SNS に書き込んだ文章が原因で友達とけんかになった	② グループ内や、誰も見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた	③ 仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした	④ その他	無回答
全 体	1,391	24.4	18.8	16.4	37.6	15.0
小学校	756	17.9	12.4	17.3	38.4	21.0
中学校	400	27.8	24.3	16.8	39.8	7.8
高等学校	200	43.5	32.0	13.0	29.0	7.0
特別支援学校	35	20.0	17.1	11.4	45.7	14.3

※網掛けは各学校種で最も割合が高いトラブルや嫌な思いをした経験の内容（「その他」は除く）

<東京都教育庁（2020）「令和元年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より引用

https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/r1_net_use.pdf>

ネット上の誹謗中傷が炎上にいたる要因

ネット上の誹謗中傷は、批判的なコメントが殺到する「炎上」に発展することがあります。

炎上にいたる要因としては、ネットの特性が関係しています。

SNS等で個人が容易にネット上で情報発信できることで、その内容も様々なものが生み出されます。それゆえ、ある投稿内容を第三者が見て批判的な感情になり、それをサービス内の共有機能を利用して拡散したり、まとめサイトといった他の情報サイトに拡散する場合には、多くのネットユーザーの目に触れ、批判的感情が増幅される可能性があります（拡散の容易性）。仮に批判的なコメントが投稿されると、その内容は可視化・記録化され、他のネットユーザーのさらなる批判的なコメントを誘発するリスクが発生します（記録性）。

これまでも数多くの炎上事例がありましたが、一旦炎上になれば、投稿者個人でコントロールできる範囲は限られるのが現実です。上記ネットの特性を理解したうえで、起きうるリスクに関して想像力を働かせながら情報発信することが必要といえるでしょう。

ネット上の誹謗中傷が発生した場合の対応

誹謗中傷の内容が他者の名誉を毀損する場合には、刑事上の名誉毀損罪（刑法第 230 条）や民事上の不法行為責任（民法第 709 条、第 710 条）を問われる可能性があります。

この点、名誉毀損罪においては、「公然と事実を摘示」することが要件となっていますので、例えば、SNS 上の設定が限定公開の状態でも誹謗中傷が発生した場合は、「公然」（不特定または多数人が知りうる状態）とはいえ名誉毀損罪にあたりないとも考えられます。しかし、たとえ特定かつ少数であっても、その人から不特定または多数人に事実が伝わるおそれがある場合には公然性は認めうるとする判例もありますので、特に拡散力、伝播力が高いネット上においては、注意が必要です。

では、ネット上で誹謗中傷された場合に、どのような対処法があるのでしょうか。

被害拡大の防止の観点からは、掲載されている誹謗中傷の内容を削除することが求められます。ネットサービスの運営事業者への削除依頼に関しては、その運営事業者が定めた利用規約の禁止条項に該当条項があれば、それを根拠に運営事業者が削除要否の判断をすることが考えられます。また、名誉毀損事案に関しては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（一般的にプロバイダ責任制限法といいます）に基づく送信防止措置の手続きがガイドライン化されていますので、その手続きにしたがって削除依頼をすることも検討できます。

- 「プロバイダ責任制限法 関連情報 Web サイト」 <http://www.isplaw.jp/>

また、対応方法や連絡先が分からない場合は、下記の機関に相談してもよいでしょう。

- 「インターネット違法・有害情報相談センター」（総務省支援事業） <http://www.ihaho.jp/>
- 「インターネット人権相談受付窓口」（法務省） <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

ここ最近では、女子プロレスラーに対する誹謗中傷事案を契機に、プロバイダ責任制限法に定める、加害者（発信者）の情報の開示を請求する権利（発信者情報開示請求権）に基づく手続きを、被害者救済の観点から見直す議論が国でなされています。

事業者レベルでは、ソーシャルメディア上の課題への対策を強化するため、多くのサービス運営事業者が参画する、

「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」という業界団体が2020年4月に発足し、官民連携して「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」をスローガンに啓発活動がなされています。

- 「#NoHeartNoSNS 特設サイト」 <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

子供たちに何を伝えるか

多くの学校現場では、情報モラル教育の実践がなされており、誹謗中傷や炎上事例についても語られることが多いでしょう。そのような事象やリスクを知ることは必要ですが、その結果、児童生徒の感想として「情報発信はこわい」「そもそもネットに情報を発信しなければいい」というある種の「萎縮的効果」につながることは避けたいところです。

過去には、民主化運動の拡大に SNS が大きく寄与した他国の事例もあるように、ネット上で表現の自由を確保することは民主政に資する社会的価値を有しています。さらに、ネット上で自らの意見を発信し、他者とのコミュニケーションを通じて多様な考え方を知ることが、自己の人格発展に資する個人的価値を有しています。それゆえ、「表現の自由」が重要な人権とされていて（憲法第21条）、ネット上での表現行為は、それらの価値を実現する手段であることを、児童生徒に伝えることは重要でしょう。

しかし一方で、表現は無制約に許されるのではなく、仮に他者の利益を害することになった場合には、その責任を負う場合があるということ、つまり自由には責任が伴うこともまた児童生徒は理解する必要があります。今回のテーマである誹謗中傷に関しても、誹謗中傷ではなく、「適切な批判」として発言するためにはどうすればいいかを児童生徒自身が考える機会を設けるのも有効でしょう。

最後に、児童生徒が適切にネットコミュニケーションをしていたとしても、トラブルに巻き込まれることは考えられます。児童生徒が自ら解決できる範囲は限られるため、大人に頼ってこそ解決できるという大人への信頼感、安心感を持ってもらえるような関係づくりを、普段から我々大人は心がけていきたいものです。

参考文献・参考サイト

- 内閣府（2020）「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1.pdf>
- 東京都教育庁（2020）「令和元年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」
https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/r1_net_use.pdf
- 「インターネット違法・有害情報相談センター」（総務省支援事業） <http://www.ihaho.jp/>
- 「インターネット人権相談受付窓口」（法務省） <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 「#NoHeartNoSNS 特設サイト」 <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

＜参考資料 2＞ レファレンス

(1) 先生向け Web サイト

- 学習指導要領のくわしい内容【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm
- 令和 3 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」普及啓発コンテンツリンク集【内閣府】
 1. 青少年インターネット環境整備法・関係法令【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html
 2. インターネットトラブル事例集【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html
 3. #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃ SNS じゃない！）【総務省】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/no-heart-no-sns.html
 4. インターネット利用に当たった成長段階ごとの注意事項【経済産業省】
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html
 5. 教育の情報化の推進 情報モラル教育の充実 児童生徒向け啓発資料【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
 6. インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
 7. インターネットによる人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
 8. 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
 9. SNS の誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの～ #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃ SNS じゃない！）～【政府広報オンライン】
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>
 10. 自画撮り被害が増加！ SNS 上の出会いに要注意！！【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>
- 安心ネットづくり促進協議会【JISPA】
<https://www.good-net.jp/>
- 国民のための情報セキュリティサイト【総務省】
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/
- IPA 情報処理推進機構【IPA】
<https://www.ipa.go.jp/>

- 「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」【内閣府】
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf-index.html>
- 「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/content/20201026-mxt_jogai01-00009573_1.pdf
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400306&tstat=000001045486&cycle=0&class1=000001143589&class2=000001146307&tclass3val=0>
- 「家庭における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用等に関する調査結果報告書（抄録版）」【東京都民安全推進本部】
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/06/documents/02.pdf>
- 「平成31年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」【法務省】
<http://www.moj.go.jp/content/001319325.pdf>
- 「GIGA スクール構想の実現に向けた調達等に関する状況調査」の速報値公表及びそれを踏まえた ICT 環境整備の加速化に係る対応策について(通知)」別紙3「学校に整備された ICT 端末の緊急時における取扱いについて」【文部科学省】
<https://www.mext.go.jp/content/000091771.pdf>
- 「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/afieldfile/2018/04/12/1402839_1_1.pdf
- 「GIGA スクール構想の実現へ」【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf
- 「『未来の学び』構築パッケージ」【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt_syoto01-000003278_501.pdf
- 「令和元年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」【東京都教育庁】
https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/r1_net_use.pdf
- 「インターネット違法・有害情報相談センター」【総務省支援事業】
<http://www.ihaho.jp/>

- 「インターネット人権相談受付窓口」【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(2) 先生向け Web サイト（著作権に関するもの）

- 著作権【文化庁】
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>
- 公益社団法人著作権情報センター（CRIC）
<https://www.cric.or.jp/>
- みんなのための著作権教室（KIDS CRIC）
<http://kids.cric.or.jp/>
- 一般社団法人日本著作権教育研究会
<https://www.jcea.info/>

(3) 児童生徒・保護者向け Web サイト

- 「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～2021 年版（小学校低学年用）」（令和 3 年 2 月配布）【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20210218-mxt_jogai01-001.pdf
- 「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～2021 年版（小学校高学年・中学生用）」（令和 3 年 2 月配布）【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20210218-mxt_jogai01-002.pdf
- 「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～2021 年版（高校生用）」（令和 3 年 2 月配布）【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20210218-mxt_jogai01-003.pdf
- 青少年の保護者向け普及啓発リーフレット「保護者が正しく知っておきたい 4 つの大切なポイント（児童・生徒編）」（令和 3 年 1 月版）【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/r02/leaf/pdf/leaf-print.pdf
- 低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレット「スマホ時代の子育て～悩める保護者のための Q & A ～（幼児・児童編）」（令和 2 年 1 月版）【内閣府】
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/r01/leaf/pdf/leaf-print.pdf
- インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 子どもの性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html

※なお Web サイトについては、2021 年 3 月 24 日に掲載されているものを参照している。

＜参考資料 3＞ 作成委員

令和 2 年度文部科学省委託「情報モラル教育推進事業」有識者名簿

(1) 検討委員会委員

座長	益川 弘如	聖心女子大学 教授
副座長	塩田 真吾	静岡大学 准教授
副座長	阿濱 茂樹	山口大学 准教授
委員	伊藤 秀一	江東区教育委員会 指導室長
委員	太田 耕司	千代田区立お茶の水小学校校長, 千代田区立お茶の水幼稚園園長
委員	佐和 伸明	千葉県柏市立手賀東小学校校長
委員	橋本 雅史	神奈川県教育委員会 教育局指導部高校教育課 指導主事
委員	酒井 郷平	東洋英和女学院大学国際社会学部 助教
委員	石田 淳一	株式会社アールジェイ 代表取締役
委員	浅子 秀樹	LINE 株式会社 LINE 財団企画室
委員	川本 保	NTT コミュニケーションズ株式会社 スマートエデュケーション推進室 GIGA スクール構想推進プロジェクトリーダー
委員	和田 裕雄	順天堂大学大学院 准教授
委員	宇津見 義一	公益社団法人日本眼科医会 学校保健委員会副委員長

(2) 教材作成小委員会

副座長	塩田 真吾	静岡大学 准教授
委員	酒井 郷平	東洋英和女学院大学国際社会学部 助教
委員	浅子 秀樹	LINE 株式会社 LINE 財団企画室

(3) 健康調査小委員会

委員	和田 裕雄	順天堂大学大学院 准教授
委員	宇津見 義一	公益社団法人日本眼科医会 学校保健委員会副委員長